別　紙

第２期高崎市中心市街地活性化基本計画　新旧対照表（傍線赤文字部分は変更箇所）

変　更　後	変　更　前
目次	目次
基本計画の名称　1	基本計画の名称　1
策定主体　1	策定主体　1
計画期間　1	計画期間　1
１　中心市街地の活性化に関する基本的な方針　1	１　中心市街地の活性化に関する基本的な方針　1
［１］高崎市の概要　1	［１］高崎市の概要　1
［２］中心市街地の概況　2	［２］中心市街地の概況　2
（１）中心市街地の概要　2	（１）中心市街地の概要　2
（２）活発な文化活動と公共公益施設の集積　2	（２）活発な文化活動と公共公益施設の集積　2
（３）居住人口の増加　2	（３）居住人口の増加　2
（４）中心市街地に蓄積されている歴史的・文化的資源、景観資源、社会資本や産業資源等の既存ストック状況の分析とその有効活用の方法の検討　3	（４）中心市街地に蓄積されている歴史的・文化的資源、景観資源、社会資本や産業資源等の既存ストック状況の分析とその有効活用の方法の検討　3
（５）地域の現状に関する統計的なデータの把握・分析　7	（５）地域の現状に関する統計的なデータの把握・分析　7
（６）市民ニーズの把握　32	（６）市民ニーズの把握　32
［３］中心市街地の特性分析　42	［３］中心市街地の特性分析　42
［４］上位計画における中心市街地活性化の位置付け　44	［４］上位計画における中心市街地活性化の位置付け　44
［５］第１期基本計画の進捗状況と事業効果の検証　45	［５］第１期基本計画の進捗状況と事業効果の検証　45
（１）進捗状況　45	（１）進捗状況　45
（２）事業効果の検証　49	（２）事業効果の検証　49
（３）中心市街地の今後の課題　51	（３）中心市街地の今後の課題　51
［６］中心市街地活性化の基本方針　53	［６］中心市街地活性化の基本方針　53
（１）中心市街地活性化の戦略方針　53	（１）中心市街地活性化の戦略方針　53
（２）中心市街地活性化の基本方針　57	（２）中心市街地活性化の基本方針　57
２　中心市街地の位置及び区域　58	２　中心市街地の位置及び区域　58
［１］位置　58	［１］位置　58
［２］区域　59	［２］区域　59
［３］中心市街地要件に適合していることの説明　60	［３］中心市街地要件に適合していることの説明　60
３　中心市街地活性化の目標　65	３　中心市街地活性化の目標　65
［１］中心市街地活性化の基本理念・目標　65	［１］中心市街地活性化の基本理念・目標　65
［２］評価指標と数値目標の設定　67	［２］評価指標と数値目標の設定　67
（１）「市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち」を評価する指標と数値目標　68	（１）「市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち」を評価する指標と数値目標　68
（２）「高い集客力を生かした経済活力にあふれるまち」を評価する指標と数値目標　76	（２）「高い集客力を生かした経済活力にあふれるまち」を評価する指標と数値目標　75
（３）「音楽を中心とした“高崎文化”を創造・発信するまち」を評価する指標と数値目標　85	（３）「音楽を中心とした“高崎文化”を創造・発信するまち」を評価する指標と数値目標　83
（４）数値目標のまとめ　90	（４）数値目標のまとめ　87
４　土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項　91	４　土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項　88
［１］市街地の整備改善の必要性　91	［１］市街地の整備改善の必要性　88
［２］具体的事業の内容　92	［２］具体的事業の内容　89
（１）法に定める特別の措置に関連する事業　92	（１）法に定める特別の措置に関連する事業　89
（２）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業　92	（２）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業　89
（２）②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業　95	（２）②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業　92
（３）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業　95	（３）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業　92
（４）国の支援措置のないその他の事業　96	（４）国の支援措置のないその他の事業　93

5　都市福利施設を整備する事業に関する事項　98
［１］都市福利施設の整備の必要性　98
［２］具体的事業の内容　99
（１）法に定める特別の措置に関連する事業　99
（２）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業　99
（２）②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業　100
（３）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業　100
（４）国の支援措置のないその他の事業　100
6　公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項　101
［１］街なか居住の推進の必要性　101
［２］具体的事業の内容　102
（１）法に定める特別の措置に関連する事業　102
（２）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業　102
（２）②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業　102
（３）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業　103
（４）国の支援措置のないその他の事業　103
7　中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項　104
［１］経済活力の向上の必要性　104
［２］具体的事業の内容　105
（１）法に定める特別の措置に関連する事業　105
（２）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業　105
（２）②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業　114
（３）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業　115
（４）国の支援措置のないその他の事業　116
8　４から７までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項　121
［１］公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性　121
［２］具体的事業の内容　122
（１）法に定める特別の措置に関連する事業　122
（２）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業　122
（２）②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業　122
（３）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業　122
（４）国の支援措置のないその他の事業　123
9　４から８までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項　125
（１）市町村の推進体制の整備等　125
（２）市議会における中心市街地活性化に関する審議の内容　126
（３）第２期基本計画素案の市民への広報等　126
（４）フォローアップ体制　126
（５）中心市街地活性化協議会に関する事項　127
（６）基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進　131
１０　中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項　133
（１）都市機能の集積の促進の考え方　133
（２）都市計画手法の活用　133
（３）都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等　135
（４）都市機能の集積のための事業等　137

5　都市福利施設を整備する事業に関する事項　95
［１］都市福利施設の整備の必要性　95
［２］具体的事業の内容　96
（１）法に定める特別の措置に関連する事業　96
（２）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業　96
（２）②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業　97
（３）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業　97
（４）国の支援措置のないその他の事業　97
6　公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項　98
［１］街なか居住の推進の必要性　98
［２］具体的事業の内容　99
（１）法に定める特別の措置に関連する事業　99
（２）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業　99
（２）②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業　99
（３）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業　100
（４）国の支援措置のないその他の事業　100
7　中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項　101
［１］経済活力の向上の必要性　101
［２］具体的事業の内容　102
（１）法に定める特別の措置に関連する事業　102
（２）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業　102
（２）②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業　111
（３）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業　111
（４）国の支援措置のないその他の事業　111
8　４から７までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項　116
［１］公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性　116
［２］具体的事業の内容　117
（１）法に定める特別の措置に関連する事業　117
（２）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業　117
（２）②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業　117
（３）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業　117
（４）国の支援措置のないその他の事業　118
9　４から８までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項　120
（１）市町村の推進体制の整備等　120
（２）市議会における中心市街地活性化に関する審議の内容　121
（３）第２期基本計画素案の市民への広報等　121
（４）フォローアップ体制　121
（５）中心市街地活性化協議会に関する事項　122
（６）基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進　126
１０　中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項　128
（１）都市機能の集積の促進の考え方　128
（２）都市計画手法の活用　128
（３）都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等　130
（４）都市機能の集積のための事業等　132

１１　その他中心市街地の活性化のために必要な事項　138
（１）基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項　138
（２）関連計画等との調和　138
１２　認定基準に適合していることの説明　140

○基本計画の名称　：　第２期高崎市中心市街地活性化基本計画
○策定主体　：　群馬県高崎市
○計画期間　：　平成 26 年４月から平成 32 年３月まで（6 年）

１．中心市街地の活性化に関する基本的な方針　略

２．中心市街地の位置及び区域
［１］略
［２］区域
　中心市街地活性化に係る施策や事業を効果的・効率的に実施するため、次の視点から新たな中心市街地活性化区域を設定します。

　高崎駅東口に整備する「都市集客施設」や「群馬県コンベンション施設」、高崎駅南に位置する「新体育館」の整備は、高崎市の更なる発展を牽引するものであり、周辺都市を含めた広域圏を対象とした拠点的な役割を担うものです。
　第２期期本計画では、これらの事業を区域に入れ、総合的に中心市街地の活性化を図ります。なお、第２期基本計画では、より重点的な取り組みを行うという観点から、第１期基本計画で指定した区域を見直しましたが、面積は第１期基本計画と変わらず、約 175ha とします。

■中心市街地と事業の位置

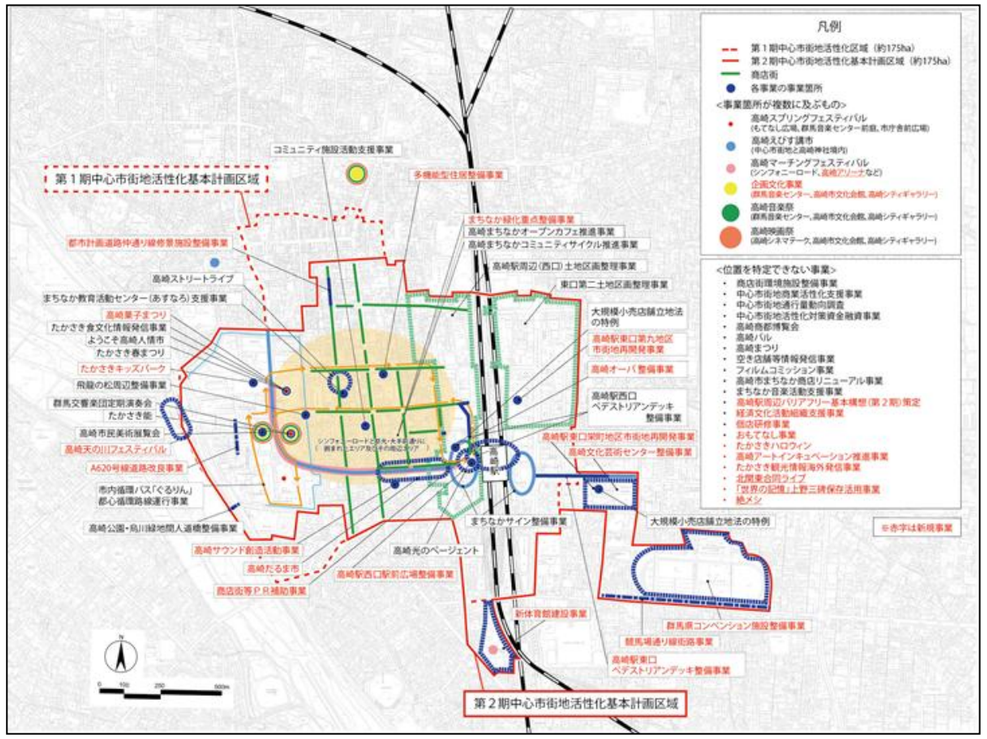

１１　その他中心市街地の活性化のために必要な事項　133
（１）基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項　133
（２）関連計画等との調和　133
１２　認定基準に適合していることの説明　135

○基本計画の名称　：　第２期高崎市中心市街地活性化基本計画
○策定主体　：　群馬県高崎市
○計画期間　：　平成 26 年４月から平成 31 年３月まで（5 年）

１．中心市街地の活性化に関する基本的な方針　略

２．中心市街地の位置及び区域
［１］略
［２］区域
　中心市街地活性化に係る施策や事業を効果的・効率的に実施するため、次の視点から新たな中心市街地活性化区域を設定します。

　高崎駅東口に整備する「都市集客施設」や「群馬県コンベンション施設」、高崎駅南に位置する「新体育館」の整備は、高崎市の更なる発展を牽引するものであり、周辺都市を含めた広域圏を対象とした拠点的な役割を担うものです。
　第２期期本計画では、これらの事業を区域に入れ、総合的に中心市街地の活性化を図ります。なお、第２期基本計画では、より重点的な取り組みを行うという観点から、第１期基本計画で指定した区域を見直しましたが、面積は第１期基本計画と変わらず、約 175ha とします。

■中心市街地と事業の位置

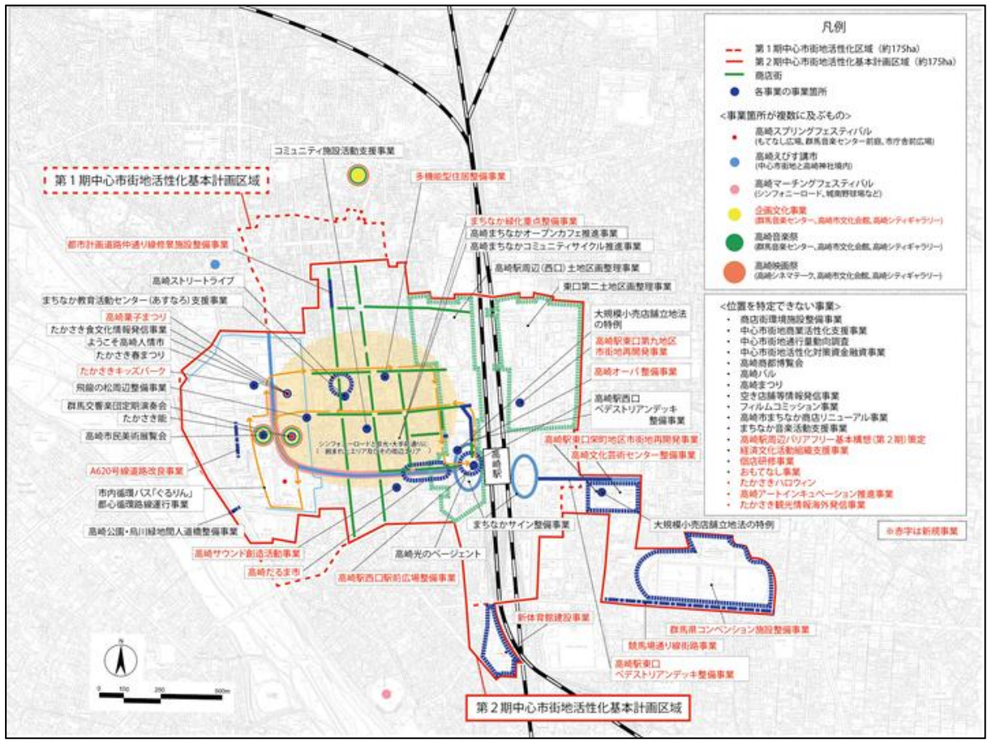

■区域の町丁目一覧

区域内の町丁目	旭町、あら町、鍛冶町、北通町、鞘町、白銀町、真町、砂賀町、田町、通町、中紺屋町、檜物町、元紺屋町、寄合町、羅漢町、連雀町
一部が区域に入る町丁目	八島町、東町、江木町、栄町、下和田町４丁目、下和田町５丁目、高松町、鶴見町、和田町、柳川町、弓町、九蔵町、新紺屋町、宮元町、下横町、北双葉町、上中居町、岩押町

［３］略

３．中心市街地活性化の目標

［１］略

［２］評価指標と数値目標の設定

都市集客施設、新体育館、群馬県コンベンション施設の拠点整備は、中心市街地全体の活性化に大きく寄与することが期待されています。また、これらの事業とオープンカフェやコミュニティサイクルなどが連携することでさらに大きな効果を生み出し、既存イベントの強化と相乗すると、これまでにない波及効果が得られます。これらを踏まえて、次のとおり評価指標を設定し、実現のための事業との関連性を示します。

■活性化事業の効果による目標像の実現

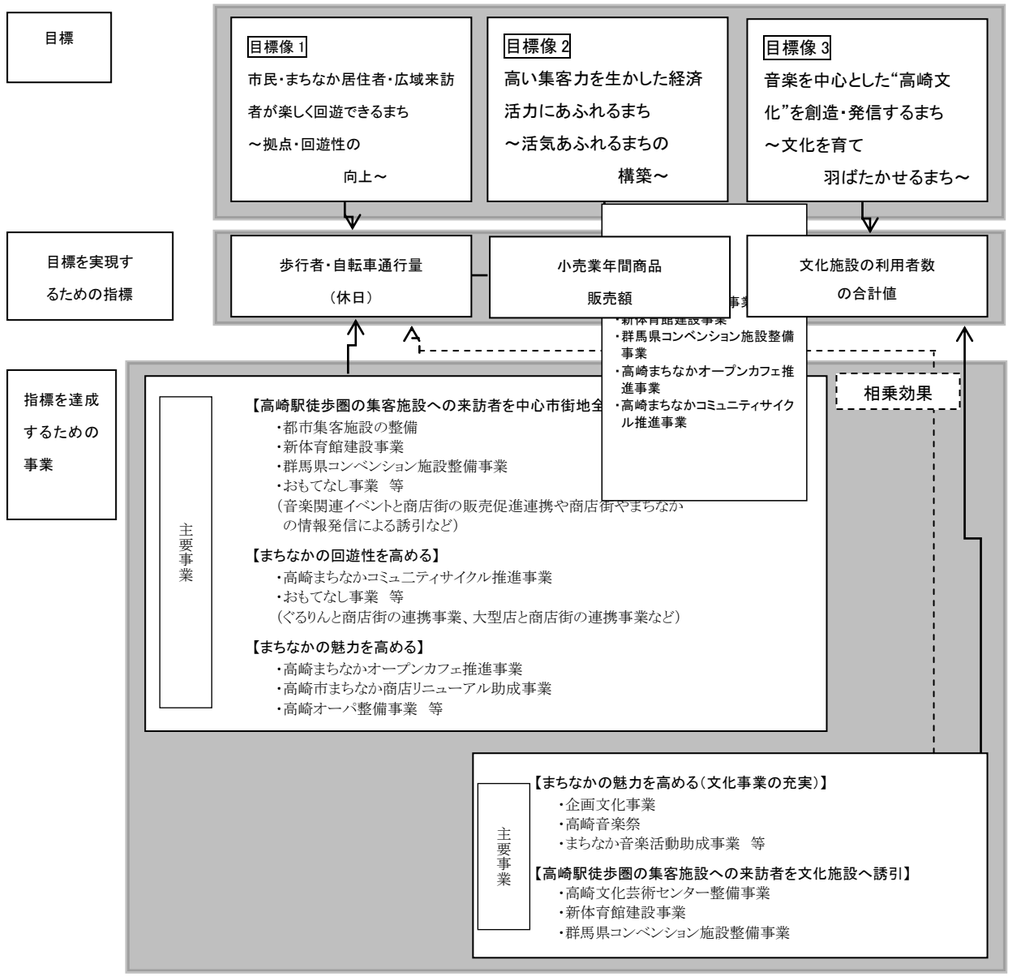

■区域の町丁目一覧

区域内の町丁目	旭町、あら町、鍛冶町、北通町、鞘町、白銀町、真町、砂賀町、田町、通町、中紺屋町、檜物町、元紺屋町、寄合町、羅漢町、連雀町
一部が区域に入る町丁目	八島町、東町、江木町、栄町、下和田町４丁目、下和田町５丁目、高松町、鶴見町、和田町、柳川町、弓町、九蔵町、新紺屋町、宮元町、下横町、北双葉町、上中居町、岩押町

［３］略

３．中心市街地活性化の目標

［１］略

［２］評価指標と数値目標の設定

都市集客施設、新体育館、群馬県コンベンション施設の拠点整備は、中心市街地全体の活性化に大きく寄与することが期待されています。また、これらの事業とオープンカフェやコミュニティサイクルなどが連携することでさらに大きな効果を生み出し、既存イベントの強化と相乗すると、これまでにない波及効果が得られます。これらを踏まえて、次のとおり評価指標を設定し、実現のための事業との関連性を示します。

■活性化事業の効果による目標像の実現

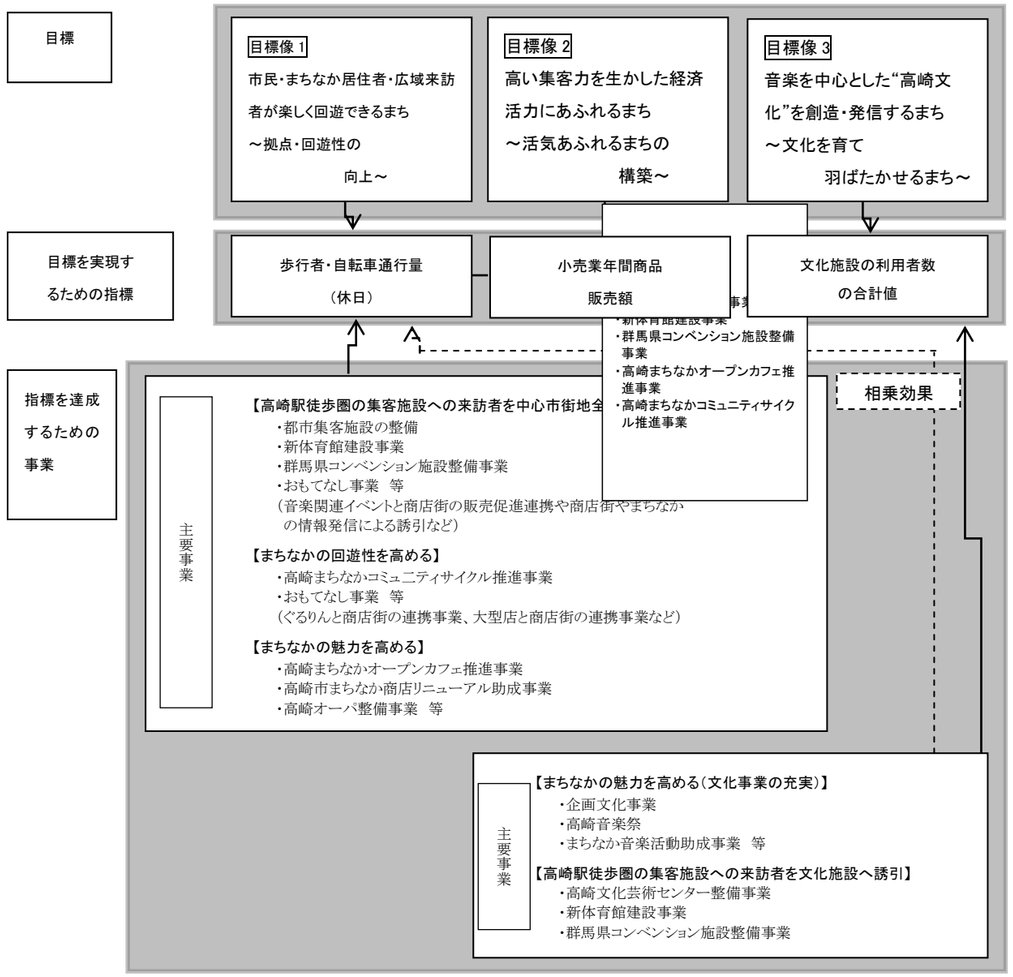

（1）「市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち」を評価する指標と数値目標

【評価指標の設定】

中心市街地の公共施設や公共交通、商業施設の充実は、住みやすさに繋がる大きな魅力です。第 1 期基本計画では、中心市街地への集客力を高めることと、高崎駅東口拠点開発による大型店・ペデストリアンデッキの整備により、高崎駅においては東西が一体化した環境が整い、新図書館・医療保健センターの整備により駅西口の集客力も高まりました。しかしながら、集客力が来街行動に繋がらなかったことも検証されました。

第 2 期基本計画では、回遊のポテンシャルをさらに上げるために、高崎駅徒歩圏に広域から人を呼び込むことが可能となる集客施設を複数整備するとともに、東西地域が一体となったまちなかの魅力づくりを進めます。

したがって、これらの回遊性を高める事業の効果を表す指標として「歩行者・自転車通行量（休日）」を用います。

なお、指標を測る上で行う通行量調査は、駅西口の動向をより詳細に観測するとともに駅東口との連動を検証するため、調査地点を増やし 14 箇所とします。

また、賑わいを評価することから、休日の調査を行うこととします。

【数値目標の設定】

歩行者・自転車通行量（休日）の平成 31 年度における数値目標は、特段の方策を講じない場合の将来推計値（トレンド推計）96,041 人に、施策実施による効果量（12,520 人）を加算して 108,561 人（≒108,500 人）と設定します。

【基準値：平成 24 年度】
101，411人

→

【目標値：平成 31 年度】
108，500人

■数値目標の積算結果

積算根拠	数値
①　トレンド推計（平成 30 年度）	96,041 人
②　まちなかの魅力を高める事業による効果	1,550 人
③　まちなかの回遊性を高める事業による効果	910 人
④　高崎駅徒歩圏における集客施設整備効果	1,730 人
⑤　高崎駅東口栄町地区市街地再開発事業（商業・オフィス機能）による効果	4,450 人
⑥　高崎オーパの整備による効果	3,880 人
数値目標（①＋②＋③＋④＋⑤＋⑥）	108,561 人≒108,500 人

①　トレンド推計

平成 20 年度から平成 24 年度までの歩行者・自転車通行量（休日）の結果（調査地点②ホテルサンコー前を除く）をもとに、トレンド推計を行うと、平成 30 年には 94,781 人と推計されます。

この推計値に、平成 24 年度新たに追加した調査地点②ホテルサンコー前の 1,260 人を加えた 96,041 人を、平成 30 年度のトレンド推計値とします。

■歩行者・自転車通行量（休日）の推移（ホテルサンコー前を除く）

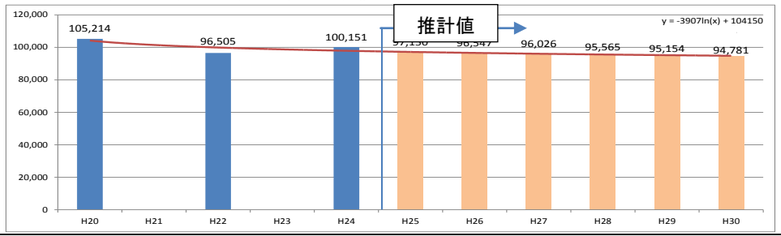

（1）「市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち」を評価する指標と数値目標

【評価指標の設定】

中心市街地の公共施設や公共交通、商業施設の充実は、住みやすさに繋がる大きな魅力です。第 1 期基本計画では、中心市街地への集客力を高めることと、高崎駅東口拠点開発による大型店・ペデストリアンデッキの整備により、高崎駅においては東西が一体化した環境が整い、新図書館・医療保健センターの整備により駅西口の集客力も高まりました。しかしながら、集客力が来街行動に繋がらなかったことも検証されました。

第 2 期基本計画では、回遊のポテンシャルをさらに上げるために、高崎駅徒歩圏に広域から人を呼び込むことが可能となる集客施設を複数整備するとともに、東西地域が一体となったまちなかの魅力づくりを進めます。

したがって、これらの回遊性を高める事業の効果を表す指標として「歩行者・自転車通行量（休日）」を用います。

なお、指標を測る上で行う通行量調査は、駅西口の動向をより詳細に観測するとともに駅東口との連動を検証するため、調査地点を増やし 14 箇所とします。

また、賑わいを評価することから、休日の調査を行うこととします。

【数値目標の設定】

歩行者・自転車通行量（休日）の平成 30 年度における数値目標は、特段の方策を講じない場合の将来推計値（トレンド推計）96,041 人に、施策実施による効果量（12,520 人）を加算して 108,561 人（≒108,500 人）と設定します。

【基準値：平成 24 年度】
101，411人

→

【目標値：平成 30 年度】
108，500人

■数値目標の積算結果

積算根拠	数値
①　トレンド推計（平成 30 年度）	96,041 人
②　まちなかの魅力を高める事業による効果	1,550 人
③　まちなかの回遊性を高める事業による効果	910 人
④　高崎駅徒歩圏における集客施設整備効果	1,730 人
⑤　高崎駅東口栄町地区市街地再開発事業（商業・オフィス機能）による効果	4,450 人
⑥　高崎オーパの整備による効果	3,880 人
数値目標（①＋②＋③＋④＋⑤＋⑥）	108,561 人≒108,500 人

①　トレンド推計

平成 20 年度から平成 24 年度までの歩行者・自転車通行量（休日）の結果（調査地点②ホテルサンコー前を除く）をもとに、トレンド推計を行うと、平成 30 年には 94,781 人と推計されます。

この推計値に、平成 24 年度新たに追加した調査地点②ホテルサンコー前の 1,260 人を加えた 96,041 人を、平成 30 年度のトレンド推計値とします。

■歩行者・自転車通行量（休日）の推移（ホテルサンコー前を除く）

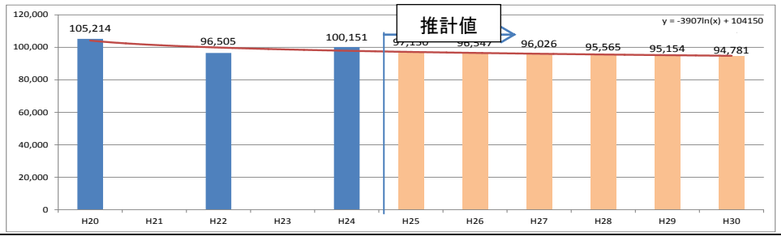

■歩行者・自転車通行量（休日）の推移（表）

調査ポイント		実　績　値		
		H20 年	H22 年	H24 年
①	イーストタワー東側	1,009	800	1,070
②	ホテルサンコー前	－	－	1,260
③	駅東側コンコース	33,372	30,724	35,514
④	駅西側コンコース	34,436	31,618	34,886
⑤	ファミリーマート駅西口前	5,740	5,282	5,068
⑥	日本通運跡地前	9,244	10,348	8,930
⑦	駅ビル北側入り口前	2,168	2,308	2,457
⑧	髙島屋東入り口前	4,999	5,097	3,728
⑨	プラザホテル南側前	2,100	2,018	1,562
⑩	安国寺入り口前	3,022	2,604	1,672
⑪	チサ前	1,006	668	600
⑫	乾小児科内科医院前（スズラン前）	4,504	2,420	2,538
⑬	H.I.S 前	2,126	1,440	1,234
⑭	高崎シンフォニーP 前	1,488	1,178	892
合計（②ホテルサンコー前を含まない）		105,214	96,505	101,411

※網掛けは、第 1 期基本計画から増やした 6 調査地点

■歩行者・自転車通行量（休日）の調査地点

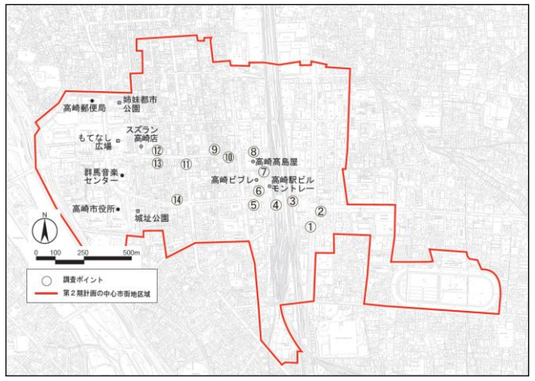

② まちなかの魅力を高める事業による効果

中心市街地全体に誘引を図るために、商店街における商店の魅力アップを図るとともに、オープンカフェの設置推進により、まちなかで寛げる環境づくりを図ります。

これらの施策展開により、約 1,550 人の歩行者・自転車通行量（休日）の増加を見込みます。

1）中心市街地の商店街における商店の魅力アップ

中心市街地への誘引を図るために、来訪者に支持される商店、商店街づくりが必須となります。そのため、個店研修事業と高崎市まちなか商店リニューアル助成事業を展開することにより、約 1,480 人の集客効果を見込みます。

■歩行者・自転車通行量（休日）の推移（表）

調査ポイント		実　績　値		
		H20 年	H22 年	H24 年
①	イーストタワー東側	1,009	800	1,070
②	ホテルサンコー前	－	－	1,260
③	駅東側コンコース	33,372	30,724	35,514
④	駅西側コンコース	34,436	31,618	34,886
⑤	ファミリーマート駅西口前	5,740	5,282	5,068
⑥	日本通運跡地前	9,244	10,348	8,930
⑦	駅ビル北側入り口前	2,168	2,308	2,457
⑧	髙島屋東入り口前	4,999	5,097	3,728
⑨	プラザホテル南側前	2,100	2,018	1,562
⑩	安国寺入り口前	3,022	2,604	1,672
⑪	チサ前	1,006	668	600
⑫	乾小児科内科医院前（スズラン前）	4,504	2,420	2,538
⑬	H.I.S 前	2,126	1,440	1,234
⑭	高崎シンフォニーP 前	1,488	1,178	892
合計（②ホテルサンコー前を含まない）		105,214	96,505	101,411

※網掛けは、第 1 期基本計画から増やした 6 調査地点

■歩行者・自転車通行量（休日）の調査地点

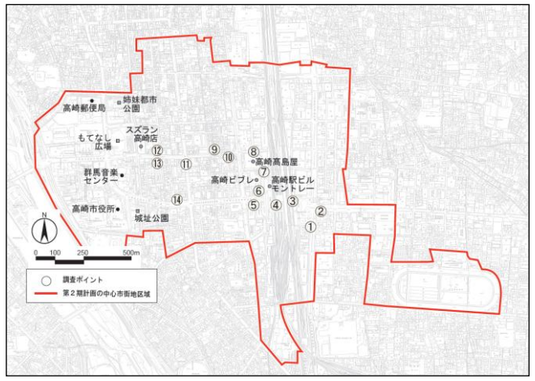

② まちなかの魅力を高める事業による効果

中心市街地全体に誘引を図るために、商店街における商店の魅力アップを図るとともに、オープンカフェの設置推進により、まちなかで寛げる環境づくりを図ります。

これらの施策展開により、約 1,550 人の歩行者・自転車通行量（休日）の増加を見込みます。

1）中心市街地の商店街における商店の魅力アップ

中心市街地への誘引を図るために、来訪者に支持される商店、商店街づくりが必須となります。そのため、個店研修事業と高崎市まちなか商店リニューアル助成事業を展開することにより、約 1,480 人の集客効果を見込みます。

■中心市街地の商店街における商店の魅力アップに資する事業による効果

●個店研修事業

・商店の経営指導や消費者に支持される店づくりを普及させるための研修事業を行う。

【基本データ】

①平成 24 年度の歩行者・自転車通行量（休日）101,411 人

②平成 19 年度の市民アンケート調査から、中心市街地への来街目的において「買い物」とした割合は 59.6%

③第 2 期基本計画において個店研修事業を受講する店舗の割合は約 17%（579 店舗中 100 店舗）

（※第 2 期基本計画の中心市街地区域には、20 商店街、579 店舗の加盟がある（平成 24 年 9 月現在）。

④（株）全国商店街支援センターの事業である「繁盛店づくり実践プログラム事業」の平成 24 年度の実績として、研修対象店舗の売上対前年度比が平均 114.4%という効果が現れている。

【効果】

・P78 の個店研修事業による売上効果において、個店研修事業受講の店舗売上高は、対前年度比で平均 114.4%にアップしたことから、個店研修事業を受けた店舗において、来店数も同等にアップすると仮定する。

・平成 24 年度の歩行者・自転車通行量（休日）101,411 人×来街目的が買い物である割合 59.6%×個店研修の事業を受講した店舗の割合 17%×個店研修事業受講による平均売上アップ率（＝来店数の増加割合）14.4%＝1,480 人

よって、個店研修事業による集客効果は、1,480 人と推計される。

※上記の店舗利用者は、中心市街地内のいずれかの調査地点を 1 回通過すると仮定する。

●高崎市まちなか商店リニューアル助成事業

※商店リニューアルで来店者がどの程度増えるかは積算できないが、来店者を増やす要因の一つになる。

2）高崎まちなかオープンカフェ推進事業による効果

回遊性の向上と賑わいの創出を目的として、まちなかにオープンカフェを普及させる、高崎まちなかオープンカフェ推進事業を推進します。

当該事業の推進により、約 70 人の集客効果を見込みます。

■高崎まちなかオープンカフェ推進事業による効果

【基本データ】

①休平日通行量と休平日の通行量の割合（平成 24 年度通行量調査より）

	通行量（人/日）	休平日通行量の割合（%）
休日	14,636	48.7
平日	15,399	51.3
合計	30,035	100.0

②オープンカフェ利用実績調査の来店者実績から 1 店あたりの平均利用者数

※平成 25 年 4 月からオープンカフェをオープン。

平成 25 年 5 月の月間利用者数（13 店舗合計）は 694 人

1 店舗あたり 13.3 人/週 （694 人÷13 店舗÷4 週）

【効果】

オープンカフェの休日の推計利用者数は、上記①、②を用いて、次のように推計する。

13.3 人/週（平均利用者数） × 0.487（休平日通行量の割合） ＝ 6.4 人

6.4 人÷2（土・日の 2 分の 1） ＝ 3.2 ≒ 4 人/日

参加協議を行っている店舗があることから、その分を含めた利用者数として、

18 店舗 × 4 人/日 ＝72 人

以上より、オープンカフェの効果として ＝72 人 ≒ 70 人

※上記のオープンカフェ利用者は、中心市街地内のいずれかの調査地点を 1 回通過すると仮定する。

■中心市街地の商店街における商店の魅力アップに資する事業による効果

●個店研修事業

・商店の経営指導や消費者に支持される店づくりを普及させるための研修事業を行う。

【基本データ】

①平成 24 年度の歩行者・自転車通行量（休日）101,411 人

②平成 19 年度の市民アンケート調査から、中心市街地への来街目的において「買い物」とした割合は 59.6%

③第 2 期基本計画において個店研修事業を受講する店舗の割合は約 17%（579 店舗中 100 店舗）

（※第 2 期基本計画の中心市街地区域には、20 商店街、579 店舗の加盟がある（平成 24 年 9 月現在）。

④（株）全国商店街支援センターの事業である「繁盛店づくり実践プログラム事業」の平成 24 年度の実績として、研修対象店舗の売上対前年度比が平均 114.4%という効果が現れている。

【効果】

・P78 の個店研修事業による売上効果において、個店研修事業受講の店舗売上高は、対前年度比で平均 114.4%にアップしたことから、個店研修事業を受けた店舗において、来店数も同等にアップすると仮定する。

・平成 24 年度の歩行者・自転車通行量（休日）101,411 人×来街目的が買い物である割合 59.6%×個店研修の事業を受講した店舗の割合 17%×個店研修事業受講による平均売上アップ率（＝来店数の増加割合）14.4%＝1,480 人

よって、個店研修事業による集客効果は、1,480 人と推計される。

※上記の店舗利用者は、中心市街地内のいずれかの調査地点を 1 回通過すると仮定する。

●高崎市まちなか商店リニューアル助成事業

※商店リニューアルで来店者がどの程度増えるかは積算できないが、来店者を増やす要因の一つになる。

2）高崎まちなかオープンカフェ推進事業による効果

回遊性の向上と賑わいの創出を目的として、まちなかにオープンカフェを普及させる、高崎まちなかオープンカフェ推進事業を推進します。

当該事業の推進により、約 70 人の集客効果を見込みます。

■高崎まちなかオープンカフェ推進事業による効果

【基本データ】

①休平日通行量と休平日の通行量の割合（平成 24 年度通行量調査より）

	通行量（人/日）	休平日通行量の割合（%）
休日	14,636	48.7
平日	15,399	51.3
合計	30,035	100.0

②オープンカフェ利用実績調査の来店者実績から 1 店あたりの平均利用者数

※平成 25 年 4 月からオープンカフェをオープン。

平成 25 年 5 月の月間利用者数（13 店舗合計）は 694 人

1 店舗あたり 13.3 人/週 （694 人÷13 店舗÷4 週）

【効果】

オープンカフェの休日の推計利用者数は、上記①、②を用いて、次のように推計する。

13.3 人/週（平均利用者数） × 0.487（休平日通行量の割合） ＝ 6.4 人

6.4 人÷2（土・日の 2 分の 1） ＝ 3.2 ≒ 4 人/日

参加協議を行っている店舗があることから、その分を含めた利用者数として、

18 店舗 × 4 人/日 ＝72 人

以上より、オープンカフェの効果として ＝72 人 ≒ 70 人

※上記のオープンカフェ利用者は、中心市街地内のいずれかの調査地点を 1 回通過すると仮定する。

③ まちなかの回遊性を高める事業による効果

まちなかの回遊性を補完する事業として、高崎まちなかコミュニティサイクル推進事業を推進します。この事業により、約 910 人の移動効果を見込みます。

また、高崎駅東西地域内の移動をより円滑化するために、ぐるりんと商店街の連携などのおもてなし事業を推進します。

■高崎まちなかコミュニティサイクル事業による効果

●高崎まちなかコミュニティサイクル推進事業

【基本データ】

①自転車 150 台（西口）、サイクルポートは 12 カ所あることから、サイクルポート 1 カ所あたり約 13 台あると仮定する。

②高崎駅西口にはサイクルポートが 2 カ所あることから、2×13＝26 台が稼働すると仮定する。

③1 台あたりの回転数は 5.8 回転/日⇒5.8 人/日利用

※平成 25 年 6 月 22 日（土）9:00～22:00 に実施した高チャリ調査結果の平均稼働回数 5.8 回/台を採用。（時間内の貸出回数 415 回÷稼働台数 72 台＝5.76 回/台）

④ ②③より、26 台×5.8 回転/日＝150.8 台/日⇒約 151 台/日利用

⑤高崎駅西口から中心市街地内へ 4 つのルートを設定（走行しやすい大きな通りを移動すると仮定）し、各ルート 25%を利用配分とする。

（1 ルート：151×0.25＝38 台）

⑥通過調査地点箇所を乗じ、全員往復利用分を加算する。

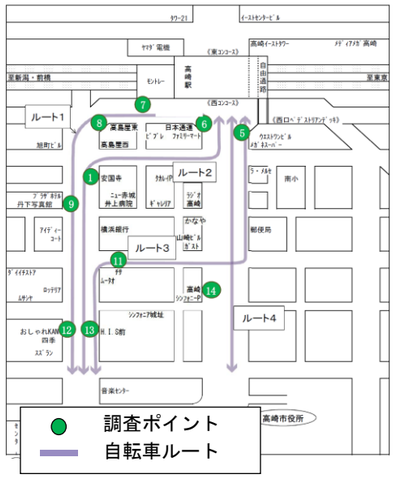

【効果】

●ルート 1（通過調査地点⑦⑧⑨⑫）
38 台×4 地点×2 往復＝304 人

●ルート 2（通過調査地点⑥①⑬）
38 台×3 地点×2 往復＝228 人

●ルート 3（通過調査地点⑤⑪⑬）
38 台×3 地点×2 往復＝228 人

●ルート 4（通過調査地点⑤⑭）
38 台×2 地点×2 往復＝152 人

●効果（合計） 912.人≒910 人

※ルート及び調査地点は右図を参照。

●おもてなし事業（P54 参照）

・回遊性向上と集客力強化に向けた企画を検討・実施

⇒実績 1：高崎えびす講市において、ぐるりん補助券（100 円×2 枚）のついたタイアップチラシを市内に新聞折込みで配布、893 件の利用あり（平成 24 年度）

実績 2：中心市街地を回遊するまちなかスタンプラリーとぐるりんの 1 日乗車券の PR（平成 25 年度）

④ 高崎駅徒歩圏における集客施設整備効果

高崎駅を中心とした徒歩圏内に新たに整備される高崎文化芸術センター、新体育館、群馬県コンベンション施設は、その規模とともにコンベンションや催しの前後における飲食や買い物等様々な指標に大きな効果を与えます。

この 3 つの集客施設の利用者のうち、鉄道利用者の高崎駅西側中心市街地への誘引施策（P77～80 に掲載した小売業年間商品販売額増に資する事業）や、おもてなし事業などのソフト事業によりまちなかに誘引することにより、1,730 人の誘引効果を見込みます。

③ まちなかの回遊性を高める事業による効果

まちなかの回遊性を補完する事業として、高崎まちなかコミュニティサイクル推進事業を推進します。この事業により、約 910 人の移動効果を見込みます。

また、高崎駅東西地域内の移動をより円滑化するために、ぐるりんと商店街の連携などのおもてなし事業を推進します。

■高崎まちなかコミュニティサイクル事業による効果

●高崎まちなかコミュニティサイクル推進事業

【基本データ】

①自転車 150 台（西口）、サイクルポートは 12 カ所あることから、サイクルポート 1 カ所あたり約 13 台あると仮定する。

②高崎駅西口にはサイクルポートが 2 カ所あることから、2×13＝26 台が稼働すると仮定する。

③1 台あたりの回転数は 5.8 回転/日⇒5.8 人/日利用

※平成 25 年 6 月 22 日（土）9:00～22:00 に実施した高チャリ調査結果の平均稼働回数 5.8 回/台を採用。（時間内の貸出回数 415 回÷稼働台数 72 台＝5.76 回/台）

④ ②③より、26 台×5.8 回転/日＝150.8 台/日⇒約 151 台/日利用

⑤高崎駅西口から中心市街地内へ 4 つのルートを設定（走行しやすい大きな通りを移動すると仮定）し、各ルート 25%を利用配分とする。

（1 ルート：151×0.25＝38 台）

⑥通過調査地点箇所を乗じ、全員往復利用分を加算する。

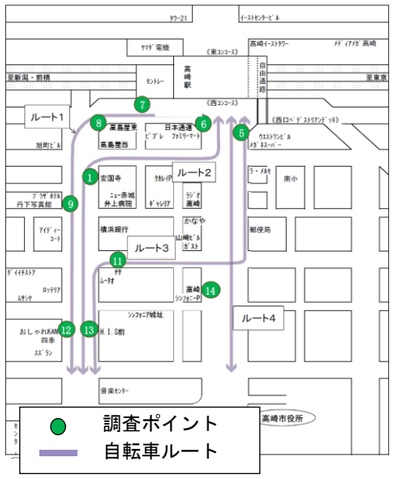

【効果】

●ルート 1（通過調査地点⑦⑧⑨⑫）
38 台×4 地点×2 往復＝304 人

●ルート 2（通過調査地点⑥①⑬）
38 台×3 地点×2 往復＝228 人

●ルート 3（通過調査地点⑤⑪⑬）
38 台×3 地点×2 往復＝228 人

●ルート 4（通過調査地点⑤⑭）
38 台×2 地点×2 往復＝152 人

●効果（合計） 912.人≒910 人

※ルート及び調査地点は右図を参照。

●おもてなし事業（P54 参照）

・回遊性向上と集客力強化に向けた企画を検討・実施

⇒実績 1：高崎えびす講市において、ぐるりん補助券（100 円×2 枚）のついたタイアップチラシを市内に新聞折込みで配布、893 件の利用あり（平成 24 年度）

実績 2：中心市街地を回遊するまちなかスタンプラリーとぐるりんの 1 日乗車券の PR（平成 25 年度）

④ 高崎駅徒歩圏における集客施設整備効果

高崎駅を中心とした徒歩圏内に新たに整備される高崎文化芸術センター、新体育館、群馬県コンベンション施設は、その規模とともにコンベンションや催しの前後における飲食や買い物等様々な指標に大きな効果を与えます。

この 3 つの集客施設の利用者のうち、鉄道利用者の高崎駅西側中心市街地への誘引施策（P77～80 に掲載した小売業年間商品販売額増に資する事業）や、おもてなし事業などのソフト事業によりまちなかに誘引することにより、1,730 人の誘引効果を見込みます。

⑤ 高崎駅東口栄町地区市街地再開発事業（商業・オフィス機能）による効果

平成 29 年度までに中心市街地で建設が計画されている高崎駅東口栄町地区市街地再開発事業では、約 19,780 人の利用客を推計します。この利用客のうち、徒歩または自転車で来訪する人が、調査ポイントのいずれかを往復・回遊すると考え、その人数を 4,450 人と想定します。

【基本データ】
●高崎駅東口栄町地区市街地再開発事業の核テナントは、店舗面積約 20,000 ㎡の家電量販店を予定している。第 1 期基本計画においては、類似店舗（ヤマダ電機（LABI1））の整備に伴い、1 日あたり 19,780 人の利用見込みが想定されている。

【効果】
●4,450 人≒19,780 人（高崎駅東口栄町地区市街地再開発事業の利用客数）×15%（徒歩・自転車を利用する割合）×1.5（往復や回遊を考慮した補正係数）
（補足：徒歩・自転車を利用する割合 15%＝平成 19 年度高崎市中心市街地の活性化に関するアンケート）

→事業期間の延長により、本基本計画期間内における効果が見込めないため、目標値の積み上げから除きます。（事業完了後には上記相当の効果を想定。）

⑥ 高崎オーパの整備による効果

高崎駅西口のビブレが閉店し、ビブレの規模を上回る新たな高崎オーパが整備予定であることから、約 17,260 人の利用客増加を見込みます。この利用客のうち、徒歩または自転車で来訪する人が、調査ポイントのいずれかを往復・回遊すると考え、その人数を 3,880 人と想定します。

【基本データ】
●高崎オーパでは、年間約 1,000 万人の利用者見込んでいる。

【効果】
●ビブレの年間利用者数を約 370 万人と想定し、その差分である年間約 630 万人（1,000 万人－370 万人）が、高崎オーパの整備による効果の純増分と推計する。
●1 日あたりの利用客増加数は、630 万人/年÷365 日≒17,260 人/日
●3,880 人≒17,260 人（高崎オーパの利用客数）×15%（徒歩・自転車を利用する割合×1.5（往復や回遊を考慮した補正係数）
（補足：徒歩・自転車を利用する割合 15%＝平成 19 年度高崎市中心市街地の活性化に関するアンケート）

⑦ その他（歩行者・自転車通行量（休日）の増加が見込まれる事業）

以下の事業実施により見込まれる効果を積み上げて、指標の目標値を設定します。
・高崎駅西口ペデストリアンデッキ整備事業
・高崎公園・烏川緑地間人道橋整備事業
・高崎駅東口ペデストリアンデッキ整備事業
・高崎駅西口駅前広場整備事業
・まちなか緑化重点整備事業
・多機能型住宅整備事業
・高崎商都博覧会
・都市計画道路仲通り線修景施設整備事業
・高崎だるま市
・たかさきキッズパーク
・高崎菓子まつり
・たかさきハロウィン
・高崎アートインキュベーション推進事業
・たかさき観光情報海外発信事業

⑤ 高崎駅東口栄町地区市街地再開発事業（商業・オフィス機能）による効果

平成 29 年度までに中心市街地で建設が計画されている高崎駅東口栄町地区市街地再開発事業では、約 19,780 人の利用客を推計します。この利用客のうち、徒歩または自転車で来訪する人が、調査ポイントのいずれかを往復・回遊すると考え、その人数を 4,450 人と想定します。

【基本データ】
●高崎駅東口栄町地区市街地再開発事業の核テナントは、店舗面積約 20,000 ㎡の家電量販店を予定している。第 1 期基本計画においては、類似店舗（ヤマダ電機（LABI1））の整備に伴い、1 日あたり 19,780 人の利用見込みが想定されている。

【効果】
●4,450 人≒19,780 人（高崎駅東口栄町地区市街地再開発事業の利用客数）×15%（徒歩・自転車を利用する割合）×1.5（往復や回遊を考慮した補正係数）
（補足：徒歩・自転車を利用する割合 15%＝平成 19 年度高崎市中心市街地の活性化に関するアンケート）

→事業期間の延長により、本基本計画期間内における効果が見込めないため、目標値の積み上げから除きます。（事業完了後には上記相当の効果を想定。）

⑥ 高崎オーパの整備による効果

高崎駅西口のビブレが閉店し、ビブレの規模を上回る新たな高崎オーパが整備予定であることから、約 17,260 人の利用客増加を見込みます。この利用客のうち、徒歩または自転車で来訪する人が、調査ポイントのいずれかを往復・回遊すると考え、その人数を 3,880 人と想定します。

【基本データ】
●高崎オーパでは、年間約 1,000 万人の利用者見込んでいる。

【効果】
●ビブレの年間利用者数を約 370 万人と想定し、その差分である年間約 630 万人（1,000 万人－370 万人）が、高崎オーパの整備による効果の純増分と推計する。
●1 日あたりの利用客増加数は、630 万人/年÷365 日≒17,260 人/日
●3,880 人≒17,260 人（高崎オーパの利用客数）×15%（徒歩・自転車を利用する割合×1.5（往復や回遊を考慮した補正係数）
（補足：徒歩・自転車を利用する割合 15%＝平成 19 年度高崎市中心市街地の活性化に関するアンケート）

⑦ その他（歩行者・自転車通行量（休日）の増加が見込まれる事業）

以下の事業実施により見込まれる効果を積み上げて、指標の目標値を設定します。
・高崎駅西口ペデストリアンデッキ整備事業
・高崎公園・烏川緑地間人道橋整備事業
・高崎駅東口ペデストリアンデッキ整備事業
・高崎駅西口駅前広場整備事業
・まちなか緑化重点整備事業
・多機能型住宅整備事業
・高崎商都博覧会
・都市計画道路仲通り線修景施設整備事業
・高崎だるま市
・たかさきキッズパーク
・高崎菓子まつり
・たかさきハロウィン
・高崎アートインキュベーション推進事業
・たかさき観光情報海外発信事業

■平成 31 年 3 月変更における状況

「歩行者・自転車通行量（休日）」については、平成 25 年度からスタートした個店の魅力アップを推進する高崎市まちなか商店リニューアル助成事業、中心市街地の回遊性と賑わいの向上を図る高崎まちなかオープンカフェ推進事業、高崎まちなかコミュニティサイクル推進事業、その他イベントを中心としたソフト事業を継続して実施してきたことにより、中心市街地の回遊性への慣れと魅力の拡大につながり、平成 28 年度フォローアップ調査から目標値を上回りました。

さらに、平成 29 年度に新体育館、高崎オーパといった大規模集客施設がオープンした影響もあり、その後も数値は増加し続けています。

「歩行者・自転車通行量（休日）」については、１年延長後の目標数値を当初の計画通り（108,500 人／年）とし、今後もその継続的な達成を目指すため、事業の進捗が遅れている高崎文化芸術センターや群馬県コンベンション施設の整備を着実に進めるとともに、まちなかに賑わいをもたらす新たなソフト事業として、「北関東合同ライブ」「高崎天の川フェスティバル」「商店街等ＰＲ補助事業」「絶メシ」等を実施することにより、さらなる歩行者・自転車通行量の増加を図っていきます。

【フォローアップの考え方】

歩行者・自転車通行量（休日）調査を毎年 10 月に実施することにより、数値目標の達成状況を検証し、必要に応じて目標達成に向けた改善措置を講じます。

また、計画期間の最終年度終了後にも再度、検証を行うとともに、計画期間終了後もフォローアップを継続し、効果を測っていきます。

（２）「高い集客力を生かした経済活力にあふれるまち」を評価する指標と数値目標

【評価指標の設定】

第 1 期基本計画で設定した評価指標の「小売業年間商品販売額」は、目標に対して順調に推移し、特に高崎駅直近に立地した大型店による効果は大きく、周辺都市から鉄道を利用して高崎に足を運ぶ流れをつくることができました。第 2 期基本計画では、県内随一の商業集積地の魅力アップとともに、高崎駅から徒歩圏内に整備中の都市集客施設、新体育館、群馬県コンベンション施設が持つ大きな集客力を中心市街地全体に波及させることで、経済活力の向上を目指すことから、第 1 期基本計画に引き続き「小売業年間商品販売額」を評価指標とします。

【数値目標の設定】

第 1 期基本計画の小売業年間商品販売額は、大型店の整備などにより一定の効果を得ることができました。第 2 期基本計画では、中心市街地全体の活力を向上させるため、より重点的な取り組みを行うこととし区域を見直しましたが、第 1 期基本計画と区域面積及び商業集積は同等であることから、第 1 期基本計画の区域における小売業年間商品販売額を基礎にトレンド推計及び数値目標の設定を行います。

小売業年間商品販売額の平成 31 年度における数値目標は、特段の方策を講じない場合の将来推計値（トレンド推計）1,124 億円に、施策実施による効果量を加算（251.9 億円）して、1,375.9 億円（≒1,375 億円）とします。

【基準値：平成 23 年度】 1，172億円 → 【目標値：平成 31 年度】 1，375億円

■数値目標の積算結果

積算根拠	数値
①　トレンド推計（平成 30 年度）	1,124 億円
②　大規模小売店舗の立地による効果	118 億円
③　高崎オーパの整備による効果	109 億円
④　高崎駅西側中心市街地への誘引施策による効果	14.8 億円
⑤　高崎文化芸術センター、新体育館、群馬県コンベン	10.1 億円

新規追加

【フォローアップの考え方】

歩行者・自転車通行量（休日）調査を毎年 10 月に実施することにより、数値目標の達成状況を検証し、必要に応じて目標達成に向けた改善措置を講じます。

また、計画期間の最終年度終了後にも再度、検証を行います。

（２）「高い集客力を生かした経済活力にあふれるまち」を評価する指標と数値目標

【評価指標の設定】

第 1 期基本計画で設定した評価指標の「小売業年間商品販売額」は、目標に対して順調に推移し、特に高崎駅直近に立地した大型店による効果は大きく、周辺都市から鉄道を利用して高崎に足を運ぶ流れをつくることができました。第 2 期基本計画では、県内随一の商業集積地の魅力アップとともに、高崎駅から徒歩圏内に整備中の都市集客施設、新体育館、群馬県コンベンション施設が持つ大きな集客力を中心市街地全体に波及させることで、経済活力の向上を目指すことから、第 1 期基本計画に引き続き「小売業年間商品販売額」を評価指標とします。

【数値目標の設定】

第 1 期基本計画の小売業年間商品販売額は、大型店の整備などにより一定の効果を得ることができました。第 2 期基本計画では、中心市街地全体の活力を向上させるため、より重点的な取り組みを行うこととし区域を見直しましたが、第 1 期基本計画と区域面積及び商業集積は同等であることから、第 1 期基本計画の区域における小売業年間商品販売額を基礎にトレンド推計及び数値目標の設定を行います。

小売業年間商品販売額の平成 30 年度における数値目標は、特段の方策を講じない場合の将来推計値（トレンド推計）1,124 億円に、施策実施による効果量を加算（251.9 億円）して、1,375.9 億円（≒1,375 億円）とします。

【基準値：平成 23 年度】 1，172億円 → 【目標値：平成 30 年度】 1，375億円

■数値目標の積算結果

積算根拠	数値
①　トレンド推計（平成 30 年度）	1,124 億円
②　大規模小売店舗の立地による効果	118 億円
③　高崎オーパの整備による効果	109 億円
④　高崎駅西側中心市街地への誘引施策による効果	14.8 億円
⑤　高崎文化芸術センター、新体育館、群馬県コンベン	10.1 億円

ション施設が与える効果	
数値目標（①＋②＋③＋④＋⑤）	1，375．9 億円≒1，375 億円

① トレンド推計

平成 9 年度から平成 23 年度までの小売業年間商品販売額の結果をもとにトレンド推計を行うと、平成 30 年度は 1,124 億円と推計されます。

■小売業年間商品販売額の推移

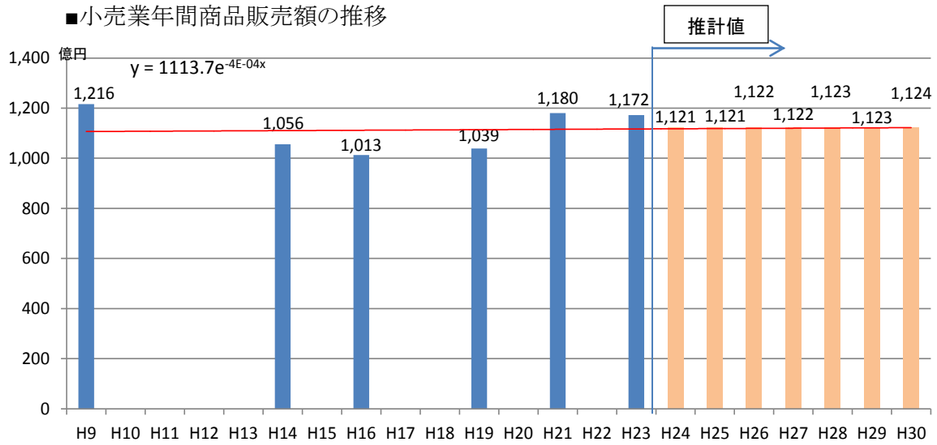

H19 までは商業統計調査、H21･H23 は市独自調査（商業統計調査と同基準による）

② 大規模小売店舗の立地による効果

高崎駅東口に整備する高崎駅東口栄町地区市街地再開発事業（商業・オフィス機能）を新たに発生する効果として 118 億円加算します。

【基本データ】

・群馬県周辺で概ね 30 万人以上の都市を抽出し、売り場面積あたりの年間商品販売額を算定するとともに都市の特性を考慮し、検討対象の商業床に対する年間商品販売額を推計する。

・抽出した都市は、本市と前橋市、宇都宮市、郡山市とし、売り場あたりの販売平均額を 845.8 千円とする。（下表、売り場あたりの商品販売額を参照）

・高崎駅東口栄町地区市街地再開発事業（商業・オフィス機能）の商業床を計画下限の 20,000 ㎡とし、占用床比率を 70%（14,000 ㎡）とする。

■売り場あたりの小売業年間商品販売額

都市名	都市規模（H24.4）人	売り場面積（H19 商業統計）㎡	年間商品販売額（H19 商業統計）千円	販売額/売り場 千円/㎡
高崎市	370,781	495,090	426,834,000	862.1
前橋市	338,118	446,699	368,923,000	825.8
宇都宮市	508,635	750,288	667,457,000	889.6
郡山市	325,296	530,462	416,571,000	785.2
平均値	－	555,635	469,946,000	845.8

【効果】

14,000 ㎡×845.8 千円≒118 億円

→事業期間の延長により、本基本計画期間内における効果が見込めないため、目標値の積み上げから除きます。（事業

ション施設が与える効果	
数値目標（①＋②＋③＋④＋⑤）	1，375．9 億円≒1，375 億円

① トレンド推計

平成 9 年度から平成 23 年度までの小売業年間商品販売額の結果をもとにトレンド推計を行うと、平成 30 年度は 1,124 億円と推計されます。

■小売業年間商品販売額の推移

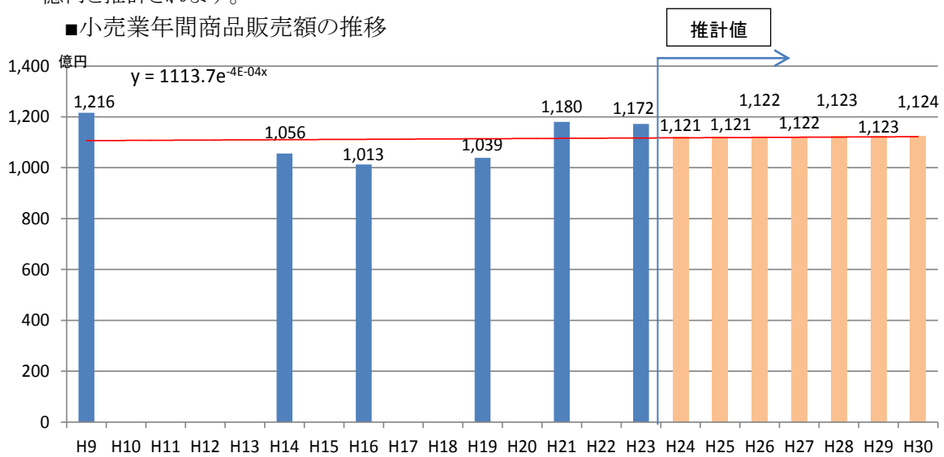

H19 までは商業統計調査、H21･H23 は市独自調査（商業統計調査と同基準による）

② 大規模小売店舗の立地による効果

高崎駅東口に整備する高崎駅東口栄町地区市街地再開発事業（商業・オフィス機能）を新たに発生する効果として 118 億円加算します。

【基本データ】

・群馬県周辺で概ね 30 万人以上の都市を抽出し、売り場面積あたりの年間商品販売額を算定するとともに都市の特性を考慮し、検討対象の商業床に対する年間商品販売額を推計する。

・抽出した都市は、本市と前橋市、宇都宮市、郡山市とし、売り場あたりの販売平均額を 845.8 千円とする。（下表、売り場あたりの商品販売額を参照）

・高崎駅東口栄町地区市街地再開発事業（商業・オフィス機能）の商業床を計画下限の 20,000 ㎡とし、占用床比率を 70%（14,000 ㎡）とする。

■売り場あたりの小売業年間商品販売額

都市名	都市規模（H24.4）人	売り場面積（H19 商業統計）㎡	年間商品販売額（H19 商業統計）千円	販売額/売り場 千円/㎡
高崎市	370,781	495,090	426,834,000	862.1
前橋市	338,118	446,699	368,923,000	825.8
宇都宮市	508,635	750,288	667,457,000	889.6
郡山市	325,296	530,462	416,571,000	785.2
平均値	－	555,635	469,946,000	845.8

【効果】

14,000 ㎡×845.8 千円≒118 億円

→事業期間の延長により、本基本計画期間内における効果が見込めないため、目標値の積み上げから除きます。（事業

完了後には上記相当の効果を想定。）

③ 高崎オーパの整備による効果

高崎駅西口のビブレが閉店し、新たに高崎オーパの整備が行われることから、この整備に伴う効果として109億円を見込みます。

【基本データ】
・高崎駅西口のビブレ（店舗面積13,059㎡）が閉店し、新たに高崎オーパ（延床面積42，000㎡（店舗面積26,000㎡））が整備される。
・高崎オーパでは、年間利用者数1,000万人を見込んでいる。

【効果】
・既存のビブレの売上げを店舗面積から110億円と推計する。（13,059㎡×845.8千円）
・高崎オーパの売上げを店舗面積から219億円と推計する。（26,000㎡×845.8千円）
・高崎オーパの整備による効果を109億円と推計する。（219億円－110億円）
※845.8千円はP76参照

④ 高崎駅西側中心市街地への誘引施策による効果

高崎駅東口周辺の徒歩圏に整備する都市集客施設、新体育館、群馬県コンベンション施設や中心市街地内の大型店の集客効果を、高崎駅西側の中心市街地へ誘引するために、以下のような施策を展開し、来訪者に選ばれる商業環境づくりを行います。これらの施策展開により、14.8億円の相乗効果を見込みます。

1）中心市街地の商店街における商店の魅力アップ

中心市街地への誘引を図るためには、消費者に支持される商店、商店街づくりが必須となります。群馬県における消費者の利用特性として、小型店（商店）を選ぶ基準としては、「商品の質の良さ」、「立地の良さ・便利さ」が挙げられています。中心市街地は高崎駅に近接した商業集積地であり、路線バスやぐるりん、コミュニティサイクルなど公共交通サービスが充実していることから、商店における質のよい商品提供が課題となります。

そこで、第2期基本計画では、これまで進めてきた「高崎市まちなか商店リニューアル助成事業」とともに、商店における「個店研修事業」の充実により、消費者に選ばれる商店づくりの支援を行うことで、中心市街地への誘引の下地づくりを行います。これらの事業による効果として、10.5億円を見込みます。

■小型チェーン店、小型店を選ぶ基準

		小型チェーン店を選ぶ基準(%)	小型店を選ぶ基準(%)	大型店を選ぶ基準(%)
品揃えや価格に関する事項	商品の豊富さ	15.5	6.1	79.6
	商品の質の良さ	15.5	21.2	15.8
	商品の専門性の高さ	5.2	6.1	4.0
	価格の安さ	15.5	24.2	41.6
店づくりや営業に関する事項	売場の買いやすさ	10.3	9.1	16.2
	売場の楽しさ	3.4	0.0	7.3
	立地の近さ・便利さ	74.1	84.8	49.2
	店の入りやすさ	20.7	30.3	38.3
	営業時間の便利さ	19.0	9.1	8.3

資料：「群馬県における大型店の出店状況と消費者の利用状況」（ぐんま経済2013年9月号）

完了後には上記相当の効果を想定。）

③ 高崎オーパの整備による効果

高崎駅西口のビブレが閉店し、新たに高崎オーパの整備が行われることから、この整備に伴う効果として109億円を見込みます。

【基本データ】
・高崎駅西口のビブレ（店舗面積13,059㎡）が閉店し、新たに高崎オーパ（延床面積42，000㎡（店舗面積26,000㎡））が整備される。
・高崎オーパでは、年間利用者数1,000万人を見込んでいる。

【効果】
・既存のビブレの売上げを店舗面積から110億円と推計する。（13,059㎡×845.8千円）
・高崎オーパの売上げを店舗面積から219億円と推計する。（26,000㎡×845.8千円）
・高崎オーパの整備による効果を109億円と推計する。（219億円－110億円）
※845.8千円はP76参照

④ 高崎駅西側中心市街地への誘引施策による効果

高崎駅東口周辺の徒歩圏に整備する都市集客施設、新体育館、群馬県コンベンション施設や中心市街地内の大型店の集客効果を、高崎駅西側の中心市街地へ誘引するために、以下のような施策を展開し、来訪者に選ばれる商業環境づくりを行います。これらの施策展開により、14.8億円の相乗効果を見込みます。

1）中心市街地の商店街における商店の魅力アップ

中心市街地への誘引を図るためには、消費者に支持される商店、商店街づくりが必須となります。群馬県における消費者の利用特性として、小型店（商店）を選ぶ基準としては、「商品の質の良さ」、「立地の良さ・便利さ」が挙げられています。中心市街地は高崎駅に近接した商業集積地であり、路線バスやぐるりん、コミュニティサイクルなど公共交通サービスが充実していることから、商店における質のよい商品提供が課題となります。

そこで、第2期基本計画では、これまで進めてきた「高崎市まちなか商店リニューアル助成事業」とともに、商店における「個店研修事業」の充実により、消費者に選ばれる商店づくりの支援を行うことで、中心市街地への誘引の下地づくりを行います。これらの事業による効果として、10.5億円を見込みます。

■小型チェーン店、小型店を選ぶ基準

		小型チェーン店を選ぶ基準(%)	小型店を選ぶ基準(%)	大型店を選ぶ基準(%)
品揃えや価格に関する事項	商品の豊富さ	15.5	6.1	79.6
	商品の質の良さ	15.5	21.2	15.8
	商品の専門性の高さ	5.2	6.1	4.0
	価格の安さ	15.5	24.2	41.6
店づくりや営業に関する事項	売場の買いやすさ	10.3	9.1	16.2
	売場の楽しさ	3.4	0.0	7.3
	立地の近さ・便利さ	74.1	84.8	49.2
	店の入りやすさ	20.7	30.3	38.3
	営業時間の便利さ	19.0	9.1	8.3

資料：「群馬県における大型店の出店状況と消費者の利用状況」（ぐんま経済2013年9月号）

■中心市街地の商店街における商店の魅力アップに資する事業による効果

●個店研修事業
・商店の経営指導や消費者に支持される店づくりを普及させるための研修事業を行う。

【基本データ】
①（株）全国商店街支援センターの事業である「繁盛店づくり実践プログラム事業」の平成 24 年度の実績として、研修対象店舗の売上対前年度比が平均 114.4%という効果が現れている。

②平成 19 年度の大型店を除く小売業年間商品販売額（推計）：6,321,200 万円

⇒統計データの最新値である、平成 19 年商業統計調査における小売業年間商品販売額 10,390,000 万円から大型店の小売年間商品販売額（独自調査：大型店 4 店舗）4,068,800 万円を引いたものは、6,321,200 万円となる。

③1 店舗あたりの小売業年間商品販売額（大型店を除く）約 7,350 万円

⇒1 店舗あたりの小売業年間商品販売額（大型店を除く）は、6,321,200 万円÷店舗数 860 店舗（大型店 4 店舗を除く）＝約 7,350 万円

※860 店＝平成 24 年経済センサス 卸売業・小売業の店舗数（864 店）－（大型店 4 店）

【効果】
・第 2 期基本計画の中心市街地には、20 商店街、加盟店舗 579 店舗（平成 24 年 9 月現在）があるが、第 2 期計画期間中に各商店街で 5 店舗の研修事業を行った場合、20 商店街×5 店舗＝100 店舗（加盟店の約 2 割）において、対前年度比約 114%の売上効果が推計される。

・1 店舗あたりの小売業年間商品販売額が約 7,350 万円であることから、個店研修事業による売上げ効果としては、7,350 万円×14.4%×100 店舗＝105,840 万円≒10.5 億円が推計される。

●高崎市まちなか商店リニューアル事業
※商店リニューアルで来店者がどの程度増えるかは積算できないが、来店者を増やす要因の一つになる。

2）大型店と商店街の連携、音楽関連イベントやコンベンションの催し等との連携による誘引

高崎駅周辺および高崎駅西側の中心市街地には、スズラン、髙島屋、ビブレ、モントレー、ヤマダ電機（LABI1）が立地し、平成 24 年度から、これらの大型店 5 店と商店街の連携販売促進事業となる「高崎商都博覧会」が実施されています（ビブレ閉店後に新設される高崎オーパでの参加も検討）。また、春と秋には「高崎バル」（飲食店を回遊するチケット販売）も開催されており、このような中心市街地への回遊を目的とした連携販売促進事業をさらに強化します。

第 1 期基本計画後半から動き出した民間が主体となった事業との連携や、第 2 期基本計画では、「音楽のある街・高崎」を象徴するまちなかでの音楽関連イベントや新たに整備される集客施設における催し等との連携により、高崎駅西側の中心市街地への誘引強化を図ります。

これらの事業による効果として、4.0 億円を見込みます。

■大型店と商店街の連携、音楽関連イベントやコンベンションの催し等との連携により誘引効果が見込まれる事業による効果

●高崎商都博覧会
・大型店 5 店と商店街の連携販売促進の充実。

【基本データ】
・中心市街地内の 5 つの大型店を回るスタンプラリー。
①平成 24 年春（4/28 から 9 日間開催） 景品準備数：約 10 万本
②平成 24 年秋（10/18 から 4 日間開催） 景品準備数：約 10 万本
③1 施設 1,000 円の買い物でスタンプ 1 個が貯まり、スタンプ 2 個（複数店舗で貯めたもの）で抽選が 1 回。

【効果】
・スタンプ 2 個で抽選が 1 回であることから、最大 2,000 円×10 万本＝2 億円の売上効果が見込まれる。（期間を検討するなど利用者数の確保を図る。）
・年 2 回開催することから、2 億円×2 回＝4 億円の売上効果が見込まれる。

●おもてなし事業
・音楽関連イベントと商店街の販売促進連携
・商店街やまちなかの情報発信による誘引

■中心市街地の商店街における商店の魅力アップに資する事業による効果

●個店研修事業
・商店の経営指導や消費者に支持される店づくりを普及させるための研修事業を行う。

【基本データ】
①（株）全国商店街支援センターの事業である「繁盛店づくり実践プログラム事業」の平成 24 年度の実績として、研修対象店舗の売上対前年度比が平均 114.4%という効果が現れている。

②平成 19 年度の大型店を除く小売業年間商品販売額（推計）：6,321,200 万円

⇒統計データの最新値である、平成 19 年商業統計調査における小売業年間商品販売額 10,390,000 万円から大型店の小売年間商品販売額（独自調査：大型店 4 店舗）4,068,800 万円を引いたものは、6,321,200 万円となる。

③1 店舗あたりの小売業年間商品販売額（大型店を除く）約 7,350 万円

⇒1 店舗あたりの小売業年間商品販売額（大型店を除く）は、6,321,200 万円÷店舗数 860 店舗（大型店 4 店舗を除く）＝約 7,350 万円

※860 店＝平成 24 年経済センサス 卸売業・小売業の店舗数（864 店）－（大型店 4 店）

【効果】
・第 2 期基本計画の中心市街地には、20 商店街、加盟店舗 579 店舗（平成 24 年 9 月現在）があるが、第 2 期計画期間中に各商店街で 5 店舗の研修事業を行った場合、20 商店街×5 店舗＝100 店舗（加盟店の約 2 割）において、対前年度比約 114%の売上効果が推計される。

・1 店舗あたりの小売業年間商品販売額が約 7,350 万円であることから、個店研修事業による売上げ効果としては、7,350 万円×14.4%×100 店舗＝105,840 万円≒10.5 億円が推計される。

●高崎市まちなか商店リニューアル事業
※商店リニューアルで来店者がどの程度増えるかは積算できないが、来店者を増やす要因の一つになる。

2）大型店と商店街の連携、音楽関連イベントやコンベンションの催し等との連携による誘引

高崎駅周辺および高崎駅西側の中心市街地には、スズラン、髙島屋、ビブレ、モントレー、ヤマダ電機（LABI1）が立地し、平成 24 年度から、これらの大型店 5 店と商店街の連携販売促進事業となる「高崎商都博覧会」が実施されています（ビブレ閉店後に新設される高崎オーパでの参加も検討）。また、春と秋には「高崎バル」（飲食店を回遊するチケット販売）も開催されており、このような中心市街地への回遊を目的とした連携販売促進事業をさらに強化します。

第 1 期基本計画後半から動き出した民間が主体となった事業との連携や、第 2 期基本計画では、「音楽のある街・高崎」を象徴するまちなかでの音楽関連イベントや新たに整備される集客施設における催し等との連携により、高崎駅西側の中心市街地への誘引強化を図ります。

これらの事業による効果として、4.0 億円を見込みます。

■大型店と商店街の連携、音楽関連イベントやコンベンションの催し等との連携により誘引効果が見込まれる事業による効果

●高崎商都博覧会
・大型店 5 店と商店街の連携販売促進の充実。

【基本データ】
・中心市街地内の 5 つの大型店を回るスタンプラリー。
①平成 24 年春（4/28 から 9 日間開催） 景品準備数：約 10 万本
②平成 24 年秋（10/18 から 4 日間開催） 景品準備数：約 10 万本
③1 施設 1,000 円の買い物でスタンプ 1 個が貯まり、スタンプ 2 個（複数店舗で貯めたもの）で抽選が 1 回。

【効果】
・スタンプ 2 個で抽選が 1 回であることから、最大 2,000 円×10 万本＝2 億円の売上効果が見込まれる。（期間を検討するなど利用者数の確保を図る。）
・年 2 回開催することから、2 億円×2 回＝4 億円の売上効果が見込まれる。

●おもてなし事業
・音楽関連イベントと商店街の販売促進連携
・商店街やまちなかの情報発信による誘引

・音楽関係団体やアーティストへの活動の場の提供と育成を行う高崎おとまちプロジェクト
・オープンカフェや飲食イベントなどの連携による誘引
・ぐるりんと商店街の連携事業
・大型店と商店街の連携事業

3）コミュニティサイクルとオープンカフェによる効果

第 1 期基本計画後半から、回遊性の向上と賑わいの創出を目的として、高崎まちなかコミュニティサイクル推進事業と高崎まちなかオープンカフェ推進事業を導入しました。第 2 期基本計画では、中心市街地内の移動手段をより良くするために、コミュニティサイクルの台数増加やサイクルポートの増設を計画しています。

なお、まちなかオープンカフェ事業は、平成 25 年度から始まったばかりの事業で、参加店舗を徐々に増やすとともに、中心市街地内のイベントと連携してイベント半券持参による独自サービスや周辺店舗での割引サービスの検討、音楽関連イベントと連携してオープンカフェでも音楽が楽しめるイベントなどの取り組みを広げます。オープンカフェなどとコミュニティサイクルをリンクさせることで利用者数のアップと中心市街地内の回遊創出に繋げていきます。

これらの事業による効果として、0.3 億円を見込みます。

■高崎まちなかコミュニティサイクル事業による効果

【基本データ】

①自転車 150 台（西口）、サイクルポートは 12 カ所あることから、サイクルポート 1 カ所あたり約 13 台あると仮定する。

②高崎駅西口にはサイクルポートが 2 カ所あることから、2×13＝26 台が稼働すると仮定する。

③1 台あたりの回転数は 5.8 回転/日⇒5.8 人/日利用

※平成 25 年 6 月 22 日（土）9:00～22:00 に実施した高チャリ調査結果の平均稼働回数 5.8 回/台を採用。（時間内の貸出回数 415 回÷稼働台数 72 台＝5.76 回/台）

④ ②③より、26 台×5.8 回転/日＝150.8 台/日⇒約 151 台/日利用

【効果】

●約 151 台/日利用があることから、151 名が利用したと想定する。

●効果額 151 人×535 円/人×365 日≒0.29 億円

※コミュニティサイクルは、365 日実施する。

※利用者一人あたりの消費額の設定

1）利用者一人あたりの消費額

・各施設利用者が施設を利用する際に市内で消費する額を、本市を観光地とする観光客の消費額「群馬県観光客数・消費額調査（推計）結果（群馬県統計情報提供システム平成 23 年度）」から、3,165 円/人とする。

■利用者一人当たりの消費額

観光地	観光入込客数	観光客消費総額	消費額/入込客数
高崎市	5,386,800 人	17,046,712 千円	3,165 円/人

2）利用者あたりの小売消費額(計画算定使用数値)

・利用者一人あたりの消費額には、交通費、宿泊費、飲食費、土産代等が含まれており、目標数値の算出にあたっては、小売業年間商品販売額の「小売業」に該当する分を抽出する必要がある。ここで、観光庁の平成 22 年度旅行消費額の結果（費目別旅行消費額）より、小売業に該当する「土産代・買物代」の構成比に基づいて算出する。

・下表「平成 22 年の旅費中支出の費目別旅行消費額（観光庁発表）」に基づき算定すると、535 円/人（3,165 円/人×16.9%）となる。

■参考）平成 22 年の旅費中支出の費目別旅行消費額（観光庁発表）　（単位：10 億円、%）

・音楽関係団体やアーティストへの活動の場の提供と育成を行う高崎おとまちプロジェクト
・オープンカフェや飲食イベントなどの連携による誘引
・ぐるりんと商店街の連携事業
・大型店と商店街の連携事業

3）コミュニティサイクルとオープンカフェによる効果

第 1 期基本計画後半から、回遊性の向上と賑わいの創出を目的として、高崎まちなかコミュニティサイクル推進事業と高崎まちなかオープンカフェ推進事業を導入しました。第 2 期基本計画では、中心市街地内の移動手段をより良くするために、コミュニティサイクルの台数増加やサイクルポートの増設を計画しています。

なお、まちなかオープンカフェ事業は、平成 25 年度から始まったばかりの事業で、参加店舗を徐々に増やすとともに、中心市街地内のイベントと連携してイベント半券持参による独自サービスや周辺店舗での割引サービスの検討、音楽関連イベントと連携してオープンカフェでも音楽が楽しめるイベントなどの取り組みを広げます。オープンカフェなどとコミュニティサイクルをリンクさせることで利用者数のアップと中心市街地内の回遊創出に繋げていきます。

これらの事業による効果として、0.3 億円を見込みます。

■高崎まちなかコミュニティサイクル事業による効果

【基本データ】

①自転車 150 台（西口）、サイクルポートは 12 カ所あることから、サイクルポート 1 カ所あたり約 13 台あると仮定する。

②高崎駅西口にはサイクルポートが 2 カ所あることから、2×13＝26 台が稼働すると仮定する。

③1 台あたりの回転数は 5.8 回転/日⇒5.8 人/日利用

※平成 25 年 6 月 22 日（土）9:00～22:00 に実施した高チャリ調査結果の平均稼働回数 5.8 回/台を採用。（時間内の貸出回数 415 回÷稼働台数 72 台＝5.76 回/台）

④ ②③より、26 台×5.8 回転/日＝150.8 台/日⇒約 151 台/日利用

【効果】

●約 151 台/日利用があることから、151 名が利用したと想定する。

●効果額 151 人×535 円/人×365 日≒0.29 億円

※コミュニティサイクルは、365 日実施する。

※利用者一人あたりの消費額の設定

1）利用者一人あたりの消費額

・各施設利用者が施設を利用する際に市内で消費する額を、本市を観光地とする観光客の消費額「群馬県観光客数・消費額調査（推計）結果（群馬県統計情報提供システム平成 23 年度）」から、3,165 円/人とする。

■利用者一人当たりの消費額

観光地	観光入込客数	観光客消費総額	消費額/入込客数
高崎市	5,386,800 人	17,046,712 千円	3,165 円/人

2）利用者あたりの小売消費額(計画算定使用数値)

・利用者一人あたりの消費額には、交通費、宿泊費、飲食費、土産代等が含まれており、目標数値の算出にあたっては、小売業年間商品販売額の「小売業」に該当する分を抽出する必要がある。ここで、観光庁の平成 22 年度旅行消費額の結果（費目別旅行消費額）より、小売業に該当する「土産代・買物代」の構成比に基づいて算出する。

・下表「平成 22 年の旅費中支出の費目別旅行消費額（観光庁発表）」に基づき算定すると、535 円/人（3,165 円/人×16.9%）となる。

■参考）平成 22 年の旅費中支出の費目別旅行消費額（観光庁発表）　（単位：10 億円、%）

	宿泊旅行 （国内） A	日帰り旅行 （国内） B	国民の旅行 （国内） C＝A＋B	国民の旅行 （国内） における構成比
旅行会社収入	265	40	305	1.7%
交通費	4, 911	2, 089	7, 000	40.0%
宿泊費	3, 340	0	3, 340	19.1%
宿泊費（別荘等帰属計算）	407	0	407	2.4%
飲食費	1, 663	569	2, 232	12.8%
土産代・買物代	2, 024	926	2, 950	16.9%
入場料・施設利用料	549	414	963	5.5%
その他	218	70	288	1.6%
合計	13, 378	4, 107	17, 485	100.0%

⑤ 高崎文化芸術センター、新体育館、群馬県コンベンション施設が与える効果

高崎駅を中心とした徒歩圏内に新たに整備される高崎文化芸術センター、新体育館、群馬県コンベンション施設は、その規模とともにコンベンションや催しの前後における買い物など、様々な指標に大きな効果を与えます。3 つの施設の利用者が小売りに与える効果として 10.1 億円を加算します。

■3 つの施設の年間利用者数と効果（推計）

	高崎文化芸術センター	新体育館	群馬県コンベンション施設	合計
年間利用者数（人/年）	380,000	440,000	1,069,000	1,889,000
効果額	1,889,000 人/年 × 535 円/人（※） ≒10.1 億円			

※535 円/人：利用者一人あたりの消費額（P80「2）利用者あたりの小売消費額（計画算定使用数値）」を参照

	宿泊旅行 （国内） A	日帰り旅行 （国内） B	国民の旅行 （国内） C＝A＋B	国民の旅行 （国内） における構成比
旅行会社収入	265	40	305	1.7%
交通費	4, 911	2, 089	7, 000	40.0%
宿泊費	3, 340	0	3, 340	19.1%
宿泊費（別荘等帰属計算）	407	0	407	2.4%
飲食費	1, 663	569	2, 232	12.8%
土産代・買物代	2, 024	926	2, 950	16.9%
入場料・施設利用料	549	414	963	5.5%
その他	218	70	288	1.6%
合計	13, 378	4, 107	17, 485	100.0%

⑤ 高崎文化芸術センター、新体育館、群馬県コンベンション施設が与える効果

高崎駅を中心とした徒歩圏内に新たに整備される高崎文化芸術センター、新体育館、群馬県コンベンション施設は、その規模とともにコンベンションや催しの前後における買い物など、様々な指標に大きな効果を与えます。3 つの施設の利用者が小売りに与える効果として 10.1 億円を加算します。

■3 つの施設の年間利用者数と効果（推計）

	高崎文化芸術センター	新体育館	群馬県コンベンション施設	合計
年間利用者数（人/年）	380,000	440,000	1,069,000	1,889,000
効果額	1,889,000 人/年 × 535 円/人（※） ≒10.1 億円			

※535 円/人：利用者一人あたりの消費額（P80「2）利用者あたりの小売消費額（計画算定使用数値）」を参照

●高崎文化芸術センターの年間利用者数

【効果】

・全国で「質の高い創造的な演奏会」を行っている施設を抽出し、施設規模、年間利用者数、1 人あたりの延べ床面積などを考慮し、札幌コンサートホールの年間利用者数 380,000 人（平成 23 年）を本基本計画での参考値とした（P85～86 参照）。

●新体育館の年間利用者数

【効果】

・高崎市新体育館基本計画の観客席 3,000 人を基本に、休日の利用者数を 3,000 人/日×105 日＝315,000 人/年、平日の利用者数を 500 人/日×250 日＝125,000 人/年とし、合計 440,000 人/年を本基本計画では採用した。

※新体育館は、新体育館基本計画に、市民スポーツの振興と世界レベル、全国レベルの大会やプロスポーツの試合が可能であるものとされている。メインアリーナ（観客席：固定席とロールバック式の可動席を合わせて 3,000 から 3,500 席程度）では、バレーボールやバスケットボール、体操や武道などの世界・全国大会が開催可能となる。高校総体や中体連、市民の健康増進のための催しなどが行われるとともに、中央体育館の週末の予定が 1 年先まで満杯であること、平日の昼間の予約が難しいこと、概ね 20 団体ものスポーツ団体が毎週決まった曜日に活動していること、新体育館周辺に専門学校が多く、体育の授業やレクリエーション大会が行われていることなどを踏まえたものである。

【参考】

施設名称	施設規模	年間利用者数
新体育館	（計画） 【施設延べ床面積】 26,000 ㎡ 【客席数】 （固定）3,000 席 （可動）1,000 席 （合計）4,000 席	－
いしかわ総合スポーツセンター （石川県金沢市）	【施設延べ床面積】 28,342 ㎡ 【客席数】 （固定）2,806 席 （可動）2,152 席 （合計）4,958 席	（平成 24 年） 554,999 人/年

※4,000 席/4,958 席≒80％　554,999 人/年×0.8＝443,000 人/年≒440,000 人/年

※数値は、施設へのヒアリング調査による

●群馬県コンベンション施設の年間利用者数

【効果】

・「群馬県コンベンション施設整備基本計画（平成 24 年群馬県）」から、年間利用者数は、展示施設利用者が 872,000 人、会議施設利用者が 197,000 人、全体で 1,069,000 人を採用した。

全国施設調査結果によると、展示施設の単位面積あたりの年間利用者数は 54.5 人／㎡（有効回答の 20 施設の平均）、会議施設の単位面積あたりの年間利用者数は 57.9 人／㎡（有効回答の 14 施設の平均）である。

全国調査結果における各施設の単位面積あたりの年間利用者数、「7　施設整備計画」で設定した各施設規模に基づき、本施設の年間利用者数を約 107 万人と推計する。

年間利用者数　1,069,000 人

内訳：展示施設利用者数　872,000 人
会議施設利用者数　197,000 人

展示施設　54.5 人／㎡×16,000 ㎡＝872,000 人
会議施設　57.9 人／㎡×　3,400 ㎡＝196,860 人

資料：「群馬県コンベンション施設整備基本計画」より（年間利用者数の推計抜粋）

●高崎文化芸術センターの年間利用者数

【効果】

・全国で「質の高い創造的な演奏会」を行っている施設を抽出し、施設規模、年間利用者数、1 人あたりの延べ床面積などを考慮し、札幌コンサートホールの年間利用者数 380,000 人（平成 23 年）を本基本計画での参考値とした（P85～86 参照）。

●新体育館の年間利用者数

【効果】

・高崎市新体育館基本計画の観客席 3,000 人を基本に、休日の利用者数を 3,000 人/日×105 日＝315,000 人/年、平日の利用者数を 500 人/日×250 日＝125,000 人/年とし、合計 440,000 人/年を本基本計画では採用した。

※新体育館は、新体育館基本計画に、市民スポーツの振興と世界レベル、全国レベルの大会やプロスポーツの試合が可能であるものとされている。メインアリーナ（観客席：固定席とロールバック式の可動席を合わせて 3,000 から 3,500 席程度）では、バレーボールやバスケットボール、体操や武道などの世界・全国大会が開催可能となる。高校総体や中体連、市民の健康増進のための催しなどが行われるとともに、中央体育館の週末の予定が 1 年先まで満杯であること、平日の昼間の予約が難しいこと、概ね 20 団体ものスポーツ団体が毎週決まった曜日に活動していること、新体育館周辺に専門学校が多く、体育の授業やレクリエーション大会が行われていることなどを踏まえたものである。

【参考】

施設名称	施設規模	年間利用者数
新体育館	（計画） 【施設延べ床面積】 26,000 ㎡ 【客席数】 （固定）3,000 席 （可動）1,000 席 （合計）4,000 席	－
いしかわ総合スポーツセンター （石川県金沢市）	【施設延べ床面積】 28,342 ㎡ 【客席数】 （固定）2,806 席 （可動）2,152 席 （合計）4,958 席	（平成 24 年） 554,999 人/年

※4,000 席/4,958 席≒80％　554,999 人/年×0.8＝443,000 人/年≒440,000 人/年

※数値は、施設へのヒアリング調査による

●群馬県コンベンション施設の年間利用者数

【効果】

・「群馬県コンベンション施設整備基本計画（平成 24 年群馬県）」から、年間利用者数は、展示施設利用者が 872,000 人、会議施設利用者が 197,000 人、全体で 1,069,000 人を採用した。

全国施設調査結果によると、展示施設の単位面積あたりの年間利用者数は 54.5 人／㎡（有効回答の 20 施設の平均）、会議施設の単位面積あたりの年間利用者数は 57.9 人／㎡（有効回答の 14 施設の平均）である。

全国調査結果における各施設の単位面積あたりの年間利用者数、「7　施設整備計画」で設定した各施設規模に基づき、本施設の年間利用者数を約 107 万人と推計する。

年間利用者数　1,069,000 人

内訳：展示施設利用者数　872,000 人
会議施設利用者数　197,000 人

展示施設　54.5 人／㎡×16,000 ㎡＝872,000 人
会議施設　57.9 人／㎡×　3,400 ㎡＝196,860 人

資料：「群馬県コンベンション施設整備基本計画」より（年間利用者数の推計抜粋）

⑥ その他（小売業年間商品販売額の増加が見込まれる事業） 以下の事業実施により見込まれる効果を積み上げて、指標の目標値を設定します。 ・高崎商都博覧会 ・高崎だるま市 ・高崎菓子まつり ・たかさきハロウィン ・高崎アートインキュベーション推進事業 ・たかさき観光情報海外発信事業 ■平成 31 年 3 月変更における状況 「小売業年間商品販売額」については、平成 28 年度に中間時点として実施したフォローアップ調査では 1,065 億円となっており、基準値を下回る結果となっています。しかし、まちなか商店リニューアル助成事業による個店の魅力向上が客の誘引につながるなど、基本計画掲載事業の進捗による効果も着実に表れ始め、特に整備事業が完了し平成 29 年度にオープンした新体育館及び高崎オーパにおいては高い集客効果を発揮するとともに、高崎オーパの開業が周辺店舗の来店客数、売り上げ増加にもつながるなどプラスの波及効果も生まれており、数値は増加傾向にあると考えられます。 その一方で、数値目標の積算根拠として効果を見込んでいた地域交流センター整備事業（高崎文化芸術センター整備事業）、群馬県コンベンション施設整備事業等の主要事業の進捗が遅れ当初の本計画期間内での効果が望めない状況となっているため、上記⑥に記載する効果が見込まれる各事業を継続して実施するとともに、まちなかの賑わいを創出するソフト事業として「北関東合同ライブ」「高崎天の川フェスティバル」「商店街等ＰＲ補助事業」「「世界の記憶」上野三碑保存活用事業」「絶メシ」などを新たに実施しながら、中心市街地全体への誘引、イベント参加の前後における買い物の促進などを図りつつ、1 年延長後については、当初の計画通り（1,375 億円／年）の数値を目標とし、その達成を目指すこととします。 また、地域交流センター整備事業（高崎文化芸術センター整備事業）及び群馬県コンベンション施設整備事業においては、本計画期間を 1 年延長することで事業が完了し、当初見込んだ効果の発現が期待できます。 【フォローアップの考え方】 定期的にフォローアップ調査を実施し、目標値の進捗状況など、フォローアップ調査を行い商業動向の適正な状況を把握するとともに、目標達成に向けた改善措置を講じます。 平成 28 年度を中間時点とし、平成 27 年度の数値を用いた市独自の調査を行うことで、目標達成の進捗状況を検証するとともに必要に応じて事業の促進などを図ります。 なお、最終年度（平成 31 年度）には、近年の傾向による推計及び市の調査などによって、より正確な数値の把握、検証に努めるとともに、計画期間終了後もフォローアップを継続し、効果を測っていきます。 （3）「音楽を中心とした“高崎文化”を創造・発信するまち」を評価する指標と数値目標 【評価指標の設定】 中心市街地には、群馬音楽センターや二つの美術館、市民の芸術活動発表の場である高崎シティギャラリーなどの文化施設があり、群馬交響楽団の定期演奏会や様々な文化活動が行われています。 第 1 期基本計画に位置付けられた中央図書館が中心市街地に移転したことによる影響で、文化施設の入場者数の合計値は一定の伸びを示しましたが、第 2 期基本計画で新たな高崎文化芸術センターを位置付けていることから、音楽を中心とした“高崎文化”が一層促進される効果について評価を行う必要があります。したがって、第 1 期基本計画に引き続き「文化施設の利用者数の合計値」を評価指標とします。 評価指標の対象となる文化施設は、群馬音楽センター、高崎シティギャラリー、美術館、タワー美術館、高崎文化芸術センターの 5 施設とします。	⑥ その他（小売業年間商品販売額の増加が見込まれる事業） 以下の事業実施により見込まれる効果を積み上げて、指標の目標値を設定します。 ・高崎商都博覧会 ・高崎だるま市 ・高崎菓子まつり ・たかさきハロウィン ・高崎アートインキュベーション推進事業 ・たかさき観光情報海外発信事業 新規追加 【フォローアップの考え方】 定期的にフォローアップ調査を実施し、目標値の進捗状況など、フォローアップ調査を行い商業動向の適正な状況を把握するとともに、目標達成に向けた改善措置を講じます。 平成 28 年度を中間時点とし、平成 27 年度の数値を用いた市独自の調査を行うことで、目標達成の進捗状況を検証するとともに必要に応じて事業の促進などを図ります。 なお、最終年度（平成 30 年度）には、近年の傾向による推計及び市の調査などによって、より正確な数値の把握、検証に努めます。 （3）「音楽を中心とした“高崎文化”を創造・発信するまち」を評価する指標と数値目標 【評価指標の設定】 中心市街地には、群馬音楽センターや二つの美術館、市民の芸術活動発表の場である高崎シティギャラリーなどの文化施設があり、群馬交響楽団の定期演奏会や様々な文化活動が行われています。 第 1 期基本計画に位置付けられた中央図書館が中心市街地に移転したことによる影響で、文化施設の入場者数の合計値は一定の伸びを示しましたが、第 2 期基本計画で新たな高崎文化芸術センターを位置付けていることから、音楽を中心とした“高崎文化”が一層促進される効果について評価を行う必要があります。したがって、第 1 期基本計画に引き続き「文化施設の利用者数の合計値」を評価指標とします。 評価指標の対象となる文化施設は、群馬音楽センター、高崎シティギャラリー、美術館、タワー美術館、高崎文化芸術センターの 5 施設とします。

【数値目標の設定】

中心市街地内の文化施設の年間利用者数の平成 31 年度における数値目標は、特段の方策を講じない場合の将来推計値（トレンド推計）640,910 人に、以下の施策実施による効果量（429,860 人）を加算して 1,070,770 人とします。

【基準値：平成 24 年度】
612，251人

→

【目標値：平成 31 年度】
1，070，770人

■数値目標の積算結果

積算根拠	数値
①　トレンド推計（平成 30 年度）	640,910 人
②　文化事業の充実による現況水準の継続 ※平成 21 年度から平成 24 年度の平均値（約 663,770 人）と平成 30 年度トレンド推計値との差分を確保	22,860 人
③　高崎文化芸術センターの整備による効果	（直接効果分）380,000 人
	（波及効果分）27,000 人
数値目標（①＋②＋③）	1,070,770 人

①　トレンド推計

平成 19 年度から平成 24 年度までの文化施設（群馬音楽センター、高崎シティギャラリー、美術館、タワー美術館）の利用者数のトレンド推計を行うと、平成 30 年度には 640,910 人と推計されます。

■文化施設の年間利用者数の推移

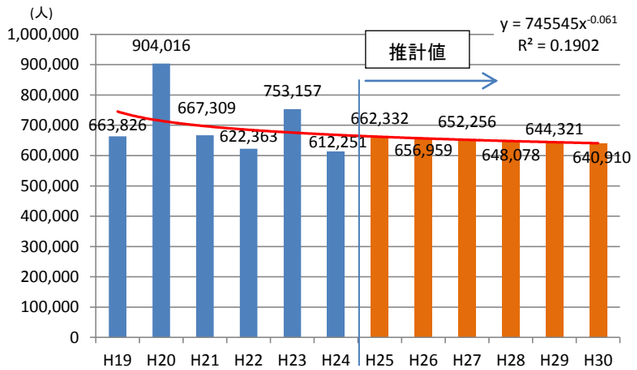

②　文化事業の充実による現況水準の継続

平成 19 年度以降、第 1 期基本計画においては、既存イベントである高崎音楽祭や美術館等で大型企画展を開催するなど、市内文化施設の利用者数は 60 万人の水準を維持する傾向にあります。

一方、大型の企画展や企画内容により、集客が大きく影響受ける傾向にあることから、今後も企画内容の検証を行い、集客力の向上に努める必要があります。

第 2 期基本計画では、まちなか音楽活動助成事業や大型の企画展、音楽イベントを継続的に行うとともに、平成 25 年度から始まった民間主体の大規模回遊型音楽イベントとの連携や企画を検討したり、既存文化施設でのイベントと中心市街地内で展開するオープンカフェや飲食店と連携した割引サービスの実施など、「回

【数値目標の設定】

中心市街地内の文化施設の年間利用者数の平成 30 年度における数値目標は、特段の方策を講じない場合の将来推計値（トレンド推計）640,910 人に、以下の施策実施による効果量（429,860 人）を加算して 1,070,770 人とします。

【基準値：平成 24 年度】
612，251人

→

【目標値：平成 30 年度】
1，070，770人

■数値目標の積算結果

積算根拠	数値
①　トレンド推計（平成 30 年度）	640,910 人
②　文化事業の充実による現況水準の継続 ※平成 21 年度から平成 24 年度の平均値（約 663,770 人）と平成 30 年度トレンド推計値との差分を確保	22,860 人
③　高崎文化芸術センターの整備による効果	（直接効果分）380,000 人
	（波及効果分）27,000 人
数値目標（①＋②＋③）	1,070,770 人

①　トレンド推計

平成 19 年度から平成 24 年度までの文化施設（群馬音楽センター、高崎シティギャラリー、美術館、タワー美術館）の利用者数のトレンド推計を行うと、平成 30 年度には 640,910 人と推計されます。

■文化施設の年間利用者数の推移

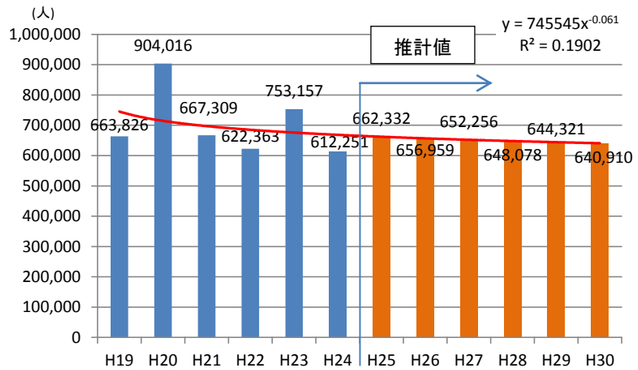

②　文化事業の充実による現況水準の継続

平成 19 年度以降、第 1 期基本計画においては、既存イベントである高崎音楽祭や美術館等で大型企画展を開催するなど、市内文化施設の利用者数は 60 万人の水準を維持する傾向にあります。

一方、大型の企画展や企画内容により、集客が大きく影響受ける傾向にあることから、今後も企画内容の検証を行い、集客力の向上に努める必要があります。

第 2 期基本計画では、まちなか音楽活動助成事業や大型の企画展、音楽イベントを継続的に行うとともに、平成 25 年度から始まった民間主体の大規模回遊型音楽イベントとの連携や企画を検討したり、既存文化施設でのイベントと中心市街地内で展開するオープンカフェや飲食店と連携した割引サービスの実施など、「回

遊性向上と集客力強化に向けた企画を検討・実施すること」（おもてなし事業）で、平成 21 年度から平成 24 年度の平均値（約 663,770 人）を維持することとし、よって平成 31 年度のトレンド推計値との差分である 22,860 人の増加を図ります。

■現況水準の継続に向けた事業概要

●高崎音楽祭の継続開催
●まちなか音楽活動助成事業
●おもてなし事業
・音楽関連イベントと商店街の販売促進連携
・商店街やまちなかの情報発信による誘引
・音楽関係団体やアーティストへの活動の場の提供と育成を行う高崎おとまちプロジェクト
・オープンカフェや飲食イベントなどの連携による誘引
・ぐるりんと商店街の連携事業
・大型店と商店街の連携事業

③　高崎文化芸術センターの整備による効果

本市で計画されている高崎文化芸術センターの多目的ホールは、音楽専用ホールでプロのオーケストラやアーティスト、オペラやミュージカルの劇団の利用など大型コンサート等が開催でき、小ホールや豊富なスタジオ機能など周辺都市にはないもので、広域からの集客を見込んだ施設です。年間の利用者は、全国の類似施設を比較し、当該施設の集客効果を推計すると、年間 380,000 人が見込まれます。

見込まれる年間 380,000 人の利用者を対象に、群馬音楽センター等のイベント案内や高崎文化芸術センターと既存文化施設とのジョイントイベント（例えば、各施設のイベントが観覧できるセットチケットの販売など）の企画文化事業を検討することで、既存の文化施設への誘引を図ります。この分の誘引数として、約 27,000 人を見込みます。

また、新体育館、群馬県コンベンション施設は、広域からの利用者を想定した大会やコンベンションなどの催しを想定しており、宿泊利用者も想定されます。宿泊による滞在者に対して、既存文化施設や飲食店・商店等のまちなかの情報を各種情報発信媒体にて発信したり、割引チケット等の特典の検討等により、文化施設や商業施設への誘引も図ります。

■高崎文化芸術センターの整備による直接効果

【基本データ】

■（参考）全国の音楽ホールの例

施設名称	施設規模	年間利用者数	利用者/延べ床面積
高崎文化芸術センター	（計画） 【施設延べ床面積】 25,000 ㎡ 【客席数】 大ホール　2,000 席 小ホール　400 席 スタジオ　7 部屋	－	－
札幌コンサートホール	【施設延べ床面積】 20,746 ㎡ 【客席数】 大ホール　2,008 席 小ホール　453 席	（平成 23 年） 380,000 人/年	18.3 人/㎡
東京文化会館	【施設延べ床面積】	（平成 23 年）	20.5 人/㎡

遊性向上と集客力強化に向けた企画を検討・実施すること」（おもてなし事業）で、平成 21 年度から平成 24 年度の平均値（約 663,770 人）を維持することとし、よって平成 30 年度のトレンド推計値との差分である 22,860 人の増加を図ります。

■現況水準の継続に向けた事業概要

●高崎音楽祭の継続開催
●まちなか音楽活動助成事業
●おもてなし事業
・音楽関連イベントと商店街の販売促進連携
・商店街やまちなかの情報発信による誘引
・音楽関係団体やアーティストへの活動の場の提供と育成を行う高崎おとまちプロジェクト
・オープンカフェや飲食イベントなどの連携による誘引
・ぐるりんと商店街の連携事業
・大型店と商店街の連携事業

③　高崎文化芸術センターの整備による効果

本市で計画されている高崎文化芸術センターの多目的ホールは、音楽専用ホールでプロのオーケストラやアーティスト、オペラやミュージカルの劇団の利用など大型コンサート等が開催でき、小ホールや豊富なスタジオ機能など周辺都市にはないもので、広域からの集客を見込んだ施設です。年間の利用者は、全国の類似施設を比較し、当該施設の集客効果を推計すると、年間 380,000 人が見込まれます。

見込まれる年間 380,000 人の利用者を対象に、群馬音楽センター等のイベント案内や高崎文化芸術センターと既存文化施設とのジョイントイベント（例えば、各施設のイベントが観覧できるセットチケットの販売など）の企画文化事業を検討することで、既存の文化施設への誘引を図ります。この分の誘引数として、約 27,000 人を見込みます。

また、新体育館、群馬県コンベンション施設は、広域からの利用者を想定した大会やコンベンションなどの催しを想定しており、宿泊利用者も想定されます。宿泊による滞在者に対して、既存文化施設や飲食店・商店等のまちなかの情報を各種情報発信媒体にて発信したり、割引チケット等の特典の検討等により、文化施設や商業施設への誘引も図ります。

■高崎文化芸術センターの整備による直接効果

【基本データ】

■（参考）全国の音楽ホールの例

施設名称	施設規模	年間利用者数	利用者/延べ床面積
高崎文化芸術センター	（計画） 【施設延べ床面積】 25,000 ㎡ 【客席数】 大ホール　2,000 席 小ホール　400 席 スタジオ　7 部屋	－	－
札幌コンサートホール	【施設延べ床面積】 20,746 ㎡ 【客席数】 大ホール　2,008 席 小ホール　453 席	（平成 23 年） 380,000 人/年	18.3 人/㎡
東京文化会館	【施設延べ床面積】	（平成 23 年）	20.5 人/㎡

	22,568 ㎡ 【客席数】 大ホール　2,303 席 小ホール　649 席	462,846 人/年	
サントリーホール	【施設延べ床面積】 12,027 ㎡ 【客席数】 大ホール　2,006 席 小ホール　432 席	（平成 23 年） 600,000 人/年	49.9 人/㎡
（参考） 群馬音楽センター	【施設延べ床面積】 5,936 ㎡ 【客席数】 ホール　1,935 席	（平成 23 年） 264,586 人/年	44.6 人/㎡

※数値は、各施設へのヒアリング調査による

【効果】

・本市で計画されている高崎文化芸術センター（延べ床面積＝25,000 ㎡、大ホール 2,000 席、小ホール 400 席、7 つのスタジオ）と全国の類似施設を比較し、集客効果を推計します。

・基本データに掲げた施設のうち、東京文化会館とサントリーホールは、東京の立地条件を生かし、延べ床面積あたりの利用者数の数値が高くなっています。また、群馬音楽センターの数値もこれらと同水準にありますが、コンサート以外の多様な催し物の開催によるものであると考えられ、純粋なコンサート需要を鑑みた場合、施設規模が類似する札幌コンサートホールに近い需要が想定されます。

・また、札幌コンサートホールは、札幌市の人口約 190 万人の利用が想定されますが、当該施設は、県内でも唯一の質の高い音楽施設であり、近隣都県や隣接市町からの利用を想定しています。下表に示すように、高崎市と隣接市町、および高速交通・自動車移動 45 分圏内の市を含めると、約 168 万人の利用対象があり、これは群馬県の人口の 84%をカバーするもので、さらに、高速交通網の十字軸上の本市から 2 時間圏にある交流人口が 4,600 万人（高崎都市集客戦略ビジョン（平成 22 年 12 月））であることを鑑みれば、札幌コンサートホールの利用対象に相当するものと考えられます。

■（参考）札幌コンサートホールと高崎文化芸術センターの利用対象数の想定

札幌コンサートホール	高崎文化芸術センター	
札幌市人口 1,913,545 人	高崎市および隣接市町の人口 高崎市　371,302 人 前橋市　340,291 人 伊勢崎市　207,221 人 藤岡市　67,975 人 安中市　63,379 人 富岡市　52,070 人 玉村町　37,536 人 吉岡町　19,801 人 計　1,159,575 人	高速交通・自動車 30 分～45 分圏内の人口 太田市　216,465 人 桐生市　121,704 人 みどり市　51,899 人 渋川市　84,736 人 沼田市　52,707 人 計　527,511 人
	上記の合計　1,687,086 人 群馬県の人口　2,003,525 人、県の人口に占める上記の割合 84.2%	

平成 22 年 10 月時点

■（補足）高崎文化芸術センターと群馬音楽センターとのすみ分け

・新しい高崎文化芸術センターの利用者は、群馬交響楽団をはじめとするプロのオーケストラやアーティスト、オペラやミュージカルの劇団、またはそれらの大型コンサート等を主催する企業や団体が中心となります。そのほか、合唱や吹奏楽など、大規模大会（コンクール）を主管する団体が

	22,568 ㎡ 【客席数】 大ホール　2,303 席 小ホール　649 席	462,846 人/年	
サントリーホール	【施設延べ床面積】 12,027 ㎡ 【客席数】 大ホール　2,006 席 小ホール　432 席	（平成 23 年） 600,000 人/年	49.9 人/㎡
（参考） 群馬音楽センター	【施設延べ床面積】 5,936 ㎡ 【客席数】 ホール　1,935 席	（平成 23 年） 264,586 人/年	44.6 人/㎡

※数値は、各施設へのヒアリング調査による

【効果】

・本市で計画されている高崎文化芸術センター（延べ床面積＝25,000 ㎡、大ホール 2,000 席、小ホール 400 席、7 つのスタジオ）と全国の類似施設を比較し、集客効果を推計します。

・基本データに掲げた施設のうち、東京文化会館とサントリーホールは、東京の立地条件を生かし、延べ床面積あたりの利用者数の数値が高くなっています。また、群馬音楽センターの数値もこれらと同水準にありますが、コンサート以外の多様な催し物の開催によるものであると考えられ、純粋なコンサート需要を鑑みた場合、施設規模が類似する札幌コンサートホールに近い需要が想定されます。

・また、札幌コンサートホールは、札幌市の人口約 190 万人の利用が想定されますが、当該施設は、県内でも唯一の質の高い音楽施設であり、近隣都県や隣接市町からの利用を想定しています。下表に示すように、高崎市と隣接市町、および高速交通・自動車移動 45 分圏内の市を含めると、約 168 万人の利用対象があり、これは群馬県の人口の 84%をカバーするもので、さらに、高速交通網の十字軸上の本市から 2 時間圏にある交流人口が 4,600 万人（高崎都市集客戦略ビジョン（平成 22 年 12 月））であることを鑑みれば、札幌コンサートホールの利用対象に相当するものと考えられます。

■（参考）札幌コンサートホールと高崎文化芸術センターの利用対象数の想定

札幌コンサートホール	高崎文化芸術センター	
札幌市人口 1,913,545 人	高崎市および隣接市町の人口 高崎市　371,302 人 前橋市　340,291 人 伊勢崎市　207,221 人 藤岡市　67,975 人 安中市　63,379 人 富岡市　52,070 人 玉村町　37,536 人 吉岡町　19,801 人 計　1,159,575 人	高速交通・自動車 30 分～45 分圏内の人口 太田市　216,465 人 桐生市　121,704 人 みどり市　51,899 人 渋川市　84,736 人 沼田市　52,707 人 計　527,511 人
	上記の合計　1,687,086 人 群馬県の人口　2,003,525 人、県の人口に占める上記の割合 84.2%	

平成 22 年 10 月時点

■（補足）高崎文化芸術センターと群馬音楽センターとのすみ分け

・新しい高崎文化芸術センターの利用者は、群馬交響楽団をはじめとするプロのオーケストラやアーティスト、オペラやミュージカルの劇団、またはそれらの大型コンサート等を主催する企業や団体が中心となります。そのほか、合唱や吹奏楽など、大規模大会（コンクール）を主管する団体が

想定されます。対象は、広域からの集客を目的とする催し物を開催する利用者を想定しています。
・群馬音楽センターの利用者は、大規模な会議や大会、式典等を主催する団体や官公庁などのほか、概ね 1,000 人以上が参加するような発表会などを行うアマチュア文化団体や市民団体が中心になります。主として市内や近隣地域の方々の利用を想定しています。

■高崎文化芸術センターの整備による波及効果

●企画文化事業
【基本データ】
①群馬音楽センターの客席数：1,935 席
②群馬音楽センターの 1 日あたりの利用者数（平成 24 年度実績）
年間利用者数 215,671 人÷稼働日数 181 日＝1,191 人/日≒1,190 人/日
【算定結果】
・高崎文化芸術センターとのジョイントイベントを月 2 日、年間を通して計 24 日の開催を想定する。
1 日あたりの利用者数 1,190 人/日×ジョイントイベントの日数 24 日＝28,560 人
標準誤差 5%をみて、28,560 人×0.95＝27,132 人≒27，000 人

■平成 31 年 3 月変更における状況
「文化施設の利用者数の合計値」は、平成 29 年度フォローアップ調査において平成 28 年度に引き続き基準値を上回る結果となりました。これは、既存事業の充実の他、駅周辺の大型集客施設がオープンした影響により、中心市街地の来訪者が増えたことで、各施設にも波及効果が及んだものと推測されます。
しかし、評価対象施設の 1 つであり、大きな効果を見込んでいた高崎文化芸術センターの完成時期が平成 31 年度となる予定のため、今後はまちなかの賑わいを創出するソフト事業として「北関東合同ライブ」「高崎天の川フェスティバル」「商店街等ＰＲ補助事業」「「世界の記憶」上野三碑保存活用事業」「絶メシ」などを新たに実施しながら、中心市街地全体への誘引、イベント参加の前後における文化施設の利用の促進などを図りつつ、１年延長後の目標数値は当初の計画通り（1,070,770 人／年）とし、その達成を目指すこととします。
また、地域交流センター整備事業（高崎文化芸術センター整備事業）においては、本計画期間を１年延長することで事業が完了し、当初見込んだ効果の発現が期待できます。

【フォローアップの考え方】
文化施設の利用者数の実態を各年度末毎に把握することにより、数値目標の達成状況を検証し、必要に応じて目標達成に向けた改善措置を講じます。また、計画期間の最終年度終了後にも再度、検証を行うとともに、計画期間終了後もフォローアップを継続し、効果を測っていきます。

（4）数値目標のまとめ

目標像	評価指標	基準値	数値目標	増加率
目標像 1 市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち	歩行者・自転車通行量（休日）	101,411 人/日 （平成 24 年度）	108,500 人/日 （平成 31 年度）	7.0%

想定されます。対象は、広域からの集客を目的とする催し物を開催する利用者を想定しています。
・群馬音楽センターの利用者は、大規模な会議や大会、式典等を主催する団体や官公庁などのほか、概ね 1,000 人以上が参加するような発表会などを行うアマチュア文化団体や市民団体が中心になります。主として市内や近隣地域の方々の利用を想定しています。

■高崎文化芸術センターの整備による波及効果

●企画文化事業
【基本データ】
①群馬音楽センターの客席数：1,935 席
②群馬音楽センターの 1 日あたりの利用者数（平成 24 年度実績）
年間利用者数 215,671 人÷稼働日数 181 日＝1,191 人/日≒1,190 人/日
【算定結果】
・高崎文化芸術センターとのジョイントイベントを月 2 日、年間を通して計 24 日の開催を想定する。
1 日あたりの利用者数 1,190 人/日×ジョイントイベントの日数 24 日＝28,560 人
標準誤差 5%をみて、28,560 人×0.95＝27,132 人≒27，000 人

新規追加

【フォローアップの考え方】
文化施設の利用者数の実態を各年度末毎に把握することにより、数値目標の達成状況を検証し、必要に応じて目標達成に向けた改善措置を講じます。また、計画期間の最終年度終了後にも再度、検証を行います。

（4）数値目標のまとめ

目標像	評価指標	基準値	数値目標	増加率
目標像 1 市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち	歩行者・自転車通行量（休日）	101,411 人/日 （平成 24 年度）	108,500 人/日 （平成 30 年度）	7.0%

目標像２ 高い集客力を生かした経済活力にあふれるまち	小売業年間商品販売額	1,172 億円/年 （平成 23 年度）	1,375 億円/年 （平成 31 年度）	17.3%
目標像３ 音楽を中心とした“高崎文化”を創造・発信するまち	文化施設の利用者数の合計値	612,251 人/年 （平成 24 年度）	1,070,770 人/年 （平成 31 年度）	74.9%

４．土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

［１］略

［２］具体的事業の内容

（１）略

（２）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 地域交流センター整備事業（高崎文化芸術センター整備事業） 【内容】 多目的ホール等の建設 1.4ha 【実施時期】 平成 22 年度～ 平成 31 年度	高崎市	群馬の玄関口である高崎駅の利便性や高速交通網を生かした広域誘客を図るため、芸術文化創造の拠点となる高崎文化芸術センターを整備し、賑わいと情報発信の拠点とする。この事業は、新たな音楽・芸術文化の拠点づくりに大きな影響を与えることから、“音楽を中心とした“高崎文化”を創造・発信するまち”の実現に必要である。	【支援措置】 ①社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（高崎駅東南地区）） ②社会資本整備総合交付金（暮らし･にぎわい再生事業（高崎駅東口地区）） ③社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（高崎駅東口周辺地区）） 【実施時期】 ①平成 26 年度～平成 28 年度 ②平成 26 年度～平成 31 年度 ③平成 29 年度～平成 31 年度	
【事業名】 高崎駅東口栄町地区市街地再開発事業 【内容】	再開発組合	群馬の玄関口である高崎駅の利便性や高速交通網を生かした広域誘客を図るため、商業・オフィスビルを整備し、賑わいと	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等）	

目標像２ 高い集客力を生かした経済活力にあふれるまち	小売業年間商品販売額	1,172 億円/年 （平成 23 年度）	1,375 億円/年 （平成 30 年度）	17.3%
目標像３ 音楽を中心とした“高崎文化”を創造・発信するまち	文化施設の利用者数の合計値	612,251 人/年 （平成 24 年度）	1,070,770 人/年 （平成 30 年度）	74.9%

４．土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

［１］略

［２］具体的事業の内容

（１）略

（２）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 地域交流センター整備事業（高崎文化芸術センター整備事業） 【内容】 多目的ホール等の建設 1.4ha 【実施時期】 平成 22 年度～ 平成 30 年度	高崎市	群馬の玄関口である高崎駅の利便性や高速交通網を生かした広域誘客を図るため、芸術文化創造の拠点となる高崎文化芸術センターを整備し、賑わいと情報発信の拠点とする。この事業は、新たな音楽・芸術文化の拠点づくりに大きな影響を与えることから、“音楽を中心とした“高崎文化”を創造・発信するまち”の実現に必要である。	【支援措置】 ①社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（高崎駅東南地区）） ②社会資本整備総合交付金（暮らし･にぎわい再生事業（高崎駅東口地区）） ③社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（高崎駅東口周辺地区）） 【実施時期】 ①平成 26 年度～平成 28 年度 ②平成 26 年度～平成 30 年度 ③平成 29 年度～平成 30 年度	
【事業名】 高崎駅東口栄町地区市街地再開発事業 【内容】	再開発組合	群馬の玄関口である高崎駅の利便性や高速交通網を生かした広域誘客を図るため、商業・オフィスビルを整備し、賑わいと	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等）	

	商業・オフィス再開発ビル等の建設 1.5ha 【実施時期】 平成22 年度～ 平成34 年度		情報発信の拠点とする。 この事業は、賑わいと情報発信の拠点づくりに大きな影響を与えることから、“ 高い集客力を生かした経済活力にあふれるまち” の実現に必要である。	【実施時期】 平成 26 年度～ 平成 31 年度			商業・オフィス再開発ビル等の建設 1.5ha 【実施時期】 平成22 年度～ 平成34 年度		情報発信の拠点とする。 この事業は、賑わいと情報発信の拠点づくりに大きな影響を与えることから、“ 高い集客力を生かした経済活力にあふれるまち” の実現に必要である。	【実施時期】 平成 26 年度～ 平成 30 年度		
	【事業名】 高崎駅（西口）周辺土地区画整理事業 【内容】 土地区画整理事業 17.8ha 【実施時期】 昭和 55 年度～ 平成34年度	高崎市	当該事業により密集市街地が解消され、都市基盤が改善されてきたが、引き続き未整備の区画道路などの整備を行い、事業の完了を目指す。 この事業により、安心で安全な歩行者空間の確保や災害に強いまちづくりの実現を図る。	【支援措置】 ①社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（高崎市中心市街地地区）） ②社会資本整備総合交付金（都市再生区画整理事業） 【実施時期】 ①平成 26 年度～平成 27 年度 ②平成 28 年度～平成 31 年度			【事業名】 高崎駅（西口）周辺土地区画整理事業 【内容】 土地区画整理事業 17.8ha 【実施時期】 昭和 55 年度～ 平成34年度	高崎市	当該事業により密集市街地が解消され、都市基盤が改善されてきたが、引き続き未整備の区画道路などの整備を行い、事業の完了を目指す。 この事業により、安心で安全な歩行者空間の確保や災害に強いまちづくりの実現を図る。	【支援措置】 ①社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（高崎市中心市街地地区）） ②社会資本整備総合交付金（都市再生区画整理事業） 【実施時期】 ①平成 26 年度～平成 27 年度 ②平成 28 年度～平成 30 年度		
	【事業名】 高崎駅西口ペデストリアンデッキ整備事業 （略）	（略）	（略）	（略）			【事業名】 高崎駅西口ペデストリアンデッキ整備事業 （略）	（略）	（略）	（略）		
	【事業名】 高崎公園・烏川緑地間人道橋整備事業 （略）	（略）	（略）	（略）			【事業名】 高崎公園・烏川緑地間人道橋整備事業 （略）	（略）	（略）	（略）		
	【事業名】 高崎駅東口ペデストリアンデッキ整備事業 【内容】 ペデストリアンデッキの整備　L=310m 【実施時期】 平成 28 年度～ 平成 31 年度	高崎市	高崎駅東口に整備される集客施設と接続することで、安全・快適な歩行者空間を確保するとともに、高崎駅東西の回遊性と賑わいの向上を図る。 この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”の実現に必要である。	【支援措置】 ①社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（高崎市中心市街地地区）） ②社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（高崎駅東口周辺地区）） 【実施時期】 ①平成 28 年度～平成 31 年度 ②平成 29 年度～平成 31 年度			【事業名】 高崎駅東口ペデストリアンデッキ整備事業 【内容】 ペデストリアンデッキの整備　L=310m 【実施時期】 平成 28 年度～ 平成 30 年度	高崎市	高崎駅東口に整備される集客施設と接続することで、安全・快適な歩行者空間を確保するとともに、高崎駅東西の回遊性と賑わいの向上を図る。 この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”の実現に必要である。	【支援措置】 ①社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（高崎市中心市街地地区）） ②社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（高崎駅東口周辺地区）） 【実施時期】 ①平成 28 年度～平成 30 年度 ②平成 29 年度～平成 30 年度		

【事業名】 高崎駅東口第九地区市街地再開発事業 【内容】 共同住宅、駐車場等の整備 0.44ha 【実施時期】 平成 27 年度～ 平成 32 年度	高崎駅東口第九地区市街地再開発事業施行者	当該地区に土地の高度利用を促進するため共同住宅、駐車場等を整備する。併せて高崎駅東口から当該地区までをペデストリアンデッキで接続することで歩行者空間の確保と回遊性の向上を図る。 この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”の実現に必要である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等） 【実施時期】 平成 28 年度～ 平成 31 年度	
【事業名】 高崎駅西口駅前広場整備事業 （略）	（略）	（略）	（略）	

（２）②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 高崎駅東口第九地区市街地再開発事業 （略）	（略）	（略）	（略）	
【事業名】 競馬場通り線街路事業 【内容】 道路整備 L=680m 【実施時期】 平成27年度～ 平成31年度	群馬県	旧高崎競馬場に整備される群馬県コンベンション施設による自動車及び歩行者通行量の増加を見込み、都心部へのスムーズなアクセスと安心安全なまちづくりのための道路整備をする。 中心市街地の拠点となるコンベンション施設の周辺道路であることから、都市機能と調和を図り、地域の安全と賑わいを引き出す。 この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”の実現に必要である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（道路事業（街路）） 【実施時期】 平成 27 年度～ 平成 31 年度	

（３）～（４）略

５．都市福利施設を整備する事業に関する事項
［１］略
［２］具体的事業の内容
（１）略
（２）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

【事業名】 高崎駅東口第九地区市街地再開発事業 【内容】 共同住宅、駐車場等の整備 0.44ha 【実施時期】 平成 27 年度～ 平成 32 年度	高崎駅東口第九地区市街地再開発事業施行者	当該地区に土地の高度利用を促進するため共同住宅、駐車場等を整備する。併せて高崎駅東口から当該地区までをペデストリアンデッキで接続することで歩行者空間の確保と回遊性の向上を図る。 この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”の実現に必要である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等） 【実施時期】 平成 28 年度～ 平成 30 年度	
【事業名】 高崎駅西口駅前広場整備事業 （略）	（略）	（略）	（略）	

（２）②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 高崎駅東口第九地区市街地再開発事業 （略）	（略）	（略）	（略）	
【事業名】 競馬場通り線街路事業 【内容】 道路整備 L=680m 【実施時期】 平成27年度～ 平成31年度	群馬県	旧高崎競馬場に整備される群馬県コンベンション施設による自動車及び歩行者通行量の増加を見込み、都心部へのスムーズなアクセスと安心安全なまちづくりのための道路整備をする。 中心市街地の拠点となるコンベンション施設の周辺道路であることから、都市機能と調和を図り、地域の安全と賑わいを引き出す。 この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”の実現に必要である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（道路事業（街路）） 【実施時期】 平成 27 年度～ 平成 29 年度	

（３）～（４）略

５．都市福利施設を整備する事業に関する事項
［１］略
［２］具体的事業の内容
（１）略
（２）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 地域交流センター整備事業（高崎文化芸術センター整備事業） ※再掲92ページ参照				
【事業名】 新体育館建設事業 （略）	（略）	（略）	（略）	
【事業名】 経済文化活動組織支援事業 （略）	（略）	（略）	（略）	
【事業名】 群馬県コンベンション施設整備事業 【内容】 コンベンション施設の整備 10.8ha 【実施時期】 平成25年度～ 平成31年度	群馬県	平成16年に廃止された高崎競馬場跡地に大規模展示場、メインホール、大規模な学術会議に対応する会議室を備えたコンベンション施設を整備する。 整備により様々な催しを誘致することができるとともに、宿泊や飲食等、来場者による経済効果が期待できる。さらに、展示会、見本市などの開催を通じて、新たな経済需要を喚起して群馬県の経済の維持・発展を図る。 この事業は、新たな中心市街地の拠点づくりに大きな影響を与えることから、“高い集客力を生かした経済活力にあふれるまち”の実現に必要である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業（群馬県コンベンション地区）） 【実施時期】 平成26年度～ 平成31年度	

（２）②～（４）略

６．公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

［１］略

［２］具体的事業の内容

（１）略

（２）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 高崎駅（西口）周辺土地区画整理事業				

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 地域交流センター整備事業（高崎文化芸術センター整備事業） ※再掲89ページ参照				
【事業名】 新体育館建設事業 （略）	（略）	（略）	（略）	
【事業名】 経済文化活動組織支援事業 （略）	（略）	（略）	（略）	
【事業名】 群馬県コンベンション施設整備事業 【内容】 コンベンション施設の整備 10.8ha 【実施時期】 平成25年度～ 平成31年度	群馬県	平成16年に廃止された高崎競馬場跡地に大規模展示場、メインホール、大規模な学術会議に対応する会議室を備えたコンベンション施設を整備する。 整備により様々な催しを誘致することができるとともに、宿泊や飲食等、来場者による経済効果が期待できる。さらに、展示会、見本市などの開催を通じて、新たな経済需要を喚起して群馬県の経済の維持・発展を図る。 この事業は、新たな中心市街地の拠点づくりに大きな影響を与えることから、“高い集客力を生かした経済活力にあふれるまち”の実現に必要である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業（群馬県コンベンション地区）） 【実施時期】 平成26年度～ 平成30年度	

（２）②～（４）略

６．公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

［１］略

［２］具体的事業の内容

（１）略

（２）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 高崎駅（西口）周辺土地区画整理事業				

※再掲 93 ページ参照				
【事業名】 高崎駅東口第九地区市街地再開発事業 ※再掲 94 ページ参照				

（２）②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 高崎駅東口第九地区市街地再開発事業 ※再掲 94 ページ参照				

（３）略

（４）国の支援措置のないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 東口第二土地区画整理事業 ※再掲 96 ページ参照				

７．中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

［１］略

［２］具体的事業の内容

（１）法に定める特別の措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 第一種大規模小売店舗立地法特例区域の設定 【内容】 第一種大規模小売店舗立地法特例区域の指定を市が群馬県に要請し、県が特例区域を設定 【実施時期】 平成 26 年度～	高崎市	大型店の迅速な立地を促進することにより、中心市街地の活性化を図ることが特に必要な区域を大規模小売店舗立地法の特例区域として定める。 この事業は、“高い集客力を生かした経済活力にあふれるまち”の実現に必要である。	【支援措置】 大規模小売店舗立地法の特例（第一種大規模小売店舗立地法特例区域） 【実施時期】 平成 26 年度～ 平成 31 年度	

（２）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 高崎駅東口栄町地区市街地再開発事業 ※再掲92ページ参照				

※再掲 90 ページ参照				
【事業名】 高崎駅東口第九地区市街地再開発事業 ※再掲 91 ページ参照				

（２）②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 高崎駅東口第九地区市街地再開発事業 ※再掲 91 ページ参照				

（３）略

（４）国の支援措置のないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 東口第二土地区画整理事業 ※再掲 93 ページ参照				

７．中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

［１］略

［２］具体的事業の内容

（１）法に定める特別の措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 大規模小売店舗立地法の特例 【内容】 大規模小売店舗立地法の手続きを簡素化できる「特例区域」の指定を群馬県に要請 【実施時期】 平成 26 年度～	高崎市	大型店の迅速な立地を促進することにより、中心市街地の活性化を図ることが特に必要な区域を大規模小売店舗立地法の特例区域として定める。 この事業は、“高い集客力を生かした経済活力にあふれるまち”の実現に必要である。	【支援措置】 大規模小売店舗立地法の特例（第一種大規模小売店舗立地法特例区域） 【実施時期】 平成 26 年度～ 平成 30 年度	

（２）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 高崎駅東口栄町地区市街地再開発事業 ※再掲89ページ参照				

	【事業名】 中心市街地商業活性化支援事業 【内容】 中心市街地活性化に資する各種イベント等のソフト事業並びに商店街が実施する各種ソフト事業の支援 【実施時期】 平成 20 年度～	高崎市	商店街団体等が実施する各種ソフト事業に対して、事業費の一部を支援することにより、中心市街地における来訪者の滞留や回遊性を高め、地域のイメージアップを図る。 この事業は、“高い集客力を生かした経済活力にあふれるまち”の実現に必要である。	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 26 年度～ 平成 31 年度				【事業名】 中心市街地商業活性化支援事業 【内容】 中心市街地活性化に資する各種イベント等のソフト事業並びに商店街が実施する各種ソフト事業の支援 【実施時期】 平成 20 年度～	高崎市	商店街団体等が実施する各種ソフト事業に対して、事業費の一部を支援することにより、中心市街地における来訪者の滞留や回遊性を高め、地域のイメージアップを図る。 この事業は、“高い集客力を生かした経済活力にあふれるまち”の実現に必要である。	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 26 年度～		
	【事業名】 ようこそ高崎人情市 【内容】 各種イベントの開催 【実施時期】 平成 11 年度～	(一社)高崎観光協会	中心市街地の集客や交流を目的とした朝市やフリーマーケット、飲食の屋台が並ぶ賑やかな催しを引き続き実施する。この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”、“高い集客力を生かした経済活力にあふれるまち”の実現に必要である。	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 26 年度～ 平成 31 年度				【事業名】 ようこそ高崎人情市 【内容】 各種イベントの開催 【実施時期】 平成 11 年度～	(一社)高崎観光協会	中心市街地の集客や交流を目的とした朝市やフリーマーケット、飲食の屋台が並ぶ賑やかな催しを引き続き実施する。この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”、“高い集客力を生かした経済活力にあふれるまち”の実現に必要である。	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 26 年度～		
	【事業名】 高崎スプリングフェスティバル 【内容】 各種イベントの開催 【実施時期】 平成元年度～	スプリングフェスティバル実行委員会	高崎に残る市民芸能を観覧できる「市民芸能祭」や毎年、大勢の人から好評を得ている「フリーマーケット」など、子どもからお年寄りまで楽しめる催しがたくさんあり、中心市街地の活性化に寄与している。 この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”の実現に必要である。	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 26 年度～ 平成 31 年度				【事業名】 高崎スプリングフェスティバル 【内容】 各種イベントの開催 【実施時期】 平成元年度～	スプリングフェスティバル実行委員会	高崎に残る市民芸能を観覧できる「市民芸能祭」や毎年、大勢の人から好評を得ている「フリーマーケット」など、子どもからお年寄りまで楽しめる催しがたくさんあり、中心市街地の活性化に寄与している。 この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”の実現に必要である。	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 26 年度～		
	【事業名】 高崎マーチングフェスティバル 【内容】 マーチングイベントの開催 【実施時期】 平成 2 年度～	高崎マーチング協会	多くの市民が観覧できる市街地コースのパレードや城南野球場でのキッズドリル、世界屈指のバンドを招聘しスピードに乗った演技を体感できる。 この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”の実現に必要である。	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 26 年度～ 平成 31 年度				【事業名】 高崎マーチングフェスティバル 【内容】 マーチングイベントの開催 【実施時期】 平成 2 年度～	高崎マーチング協会	多くの市民が観覧できる市街地コースのパレードや城南野球場でのキッズドリル、世界屈指のバンドを招聘しスピードに乗った演技を体感できる。 この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”の実現に必要である。	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 26 年度～		
	【事業名】 高崎ストリートライブ 【内容】 ストリートライブの開催 【実施時期】 平成 8 年度～	ストリートライブ実行委員会	高崎駅周辺など、中心市街地において、アマチュアミュージシャンなどが路上ライブを行う。気軽な場所で音楽を演奏、鑑賞する場を創出することで、「音楽のある街・高崎」の成熟	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 26 年度～				【事業名】 高崎ストリートライブ 【内容】 ストリートライブの開催 【実施時期】 平成 8 年度～	ストリートライブ実行委員会	高崎駅周辺など、中心市街地において、アマチュアミュージシャンなどが路上ライブを行う。気軽な場所で音楽を演奏、鑑賞する場を創出することで、「音楽のある街・高崎」の成熟	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 26 年度～		

			や来外者の増加を図る。 この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”の実現に必要である。	平成 31 年度						や来外者の増加を図る。 この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”の実現に必要である。			
	【事業名】 高崎まつり 【内容】 神輿渡御や山車巡行、花火大会などの開催 【実施時期】 昭和 50 年度～	高崎まつり実行委員会	高崎まつりは、市民総参加型の祭りとして始まったもので、大勢の市民の協力、参画のもと毎年 8 月の第 1 土・日曜日に開催される。 市民や市外からも多くの来場があることから、賑わいの創出や中心市街地の活性化に寄与している。 この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”、“高い集客力を生かした経済活力にあふれるまち”の実現に必要である。	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 26 年度～平成 31 年度				【事業名】 高崎まつり 【内容】 神輿渡御や山車巡行、花火大会などの開催 【実施時期】 昭和 50 年度～	高崎まつり実行委員会	高崎まつりは、市民総参加型の祭りとして始まったもので、大勢の市民の協力、参画のもと毎年 8 月の第 1 土・日曜日に開催される。 市民や市外からも多くの来場があることから、賑わいの創出や中心市街地の活性化に寄与している。 この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”、“高い集客力を生かした経済活力にあふれるまち”の実現に必要である。	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 26 年度～	
	【事業名】 たかさき能 【内容】 薪能の開催 【実施時期】 昭和 61 年度～	たかさき能（薪能）実行委員会	昭和 11 年に建立した白衣大観音の築造 50 周年を記念して始まった「たかさき能」は、毎年 10 月上旬に開催される。 芸術鑑賞の機会を提供することにより、文化度が向上し、来訪者の増加にも繋がる。 この事業は、“音楽を中心とした“高崎文化”を創造・発信するまち”の実現に必要である。	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 26 年度～平成 31 年度				【事業名】 たかさき能 【内容】 薪能の開催 【実施時期】 昭和 61 年度～	たかさき能（薪能）実行委員会	昭和 11 年に建立した白衣大観音の築造 50 周年を記念して始まった「たかさき能」は、毎年 10 月上旬に開催される。 芸術鑑賞の機会を提供することにより、文化度が向上し、来訪者の増加にも繋がる。 この事業は、“音楽を中心とした“高崎文化”を創造・発信するまち”の実現に必要である。	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 26 年度～	
	【事業名】 高崎えびす講市 【内容】 商店街での売り出しや各種イベントの開催 【実施時期】 昭和 4 年度～	高崎えびす講市実行委員会	市内の小売業者が、商売の神であるえびす様に一年の商売繁盛を祈願するとともに、報恩感謝の意を込めた大売出しを行う本市を代表する一大商業イベントで、商都高崎の冬の風物詩でもあり、多くの来客で賑わっている。 この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”、“高い集客力を生かした経済活力にあふれるまち”の実現に必要である。	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 26 年度～平成 31 年度				【事業名】 高崎えびす講市 【内容】 商店街での売り出しや各種イベントの開催 【実施時期】 昭和 4 年度～	高崎えびす講市実行委員会	市内の小売業者が、商売の神であるえびす様に一年の商売繁盛を祈願するとともに、報恩感謝の意を込めた大売出しを行う本市を代表する一大商業イベントで、商都高崎の冬の風物詩でもあり、多くの来客で賑わっている。 この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”、“高い集客力を生かした経済活力にあふれるまち”の実現に必要である。	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 26 年度～	
	【事業名】 高崎映画祭 【内容】 映画祭の開催	高崎映画祭運営委員会	地方では上映されにくい映画など、毎年 3 月下旬から 4 月上旬の開催期間中は 80 本以上の映画が上映され多くの人が足	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業				【事業名】 高崎映画祭 【内容】 映画祭の開催	高崎映画祭運営委員会	地方では上映されにくい映画など、毎年 3 月下旬から 4 月上旬の開催期間中は 80 本以上の映画が上映され多くの人が足	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業		

	【実施時期】 昭和 62 年度～		を運ぶ。 授賞式には著名な監督や俳優も参加し、華を添えている。 この事業は、“音楽を中心とした“高崎文化”を創造・発信するまち”の実現に必要である。	【実施時期】 平成 26 年度～ 平成 31 年度				【実施時期】 昭和 62 年度～		を運ぶ。 授賞式には著名な監督や俳優も参加し、華を添えている。 この事業は、“音楽を中心とした“高崎文化”を創造・発信するまち”の実現に必要である。	【実施時期】 平成 26 年度～	
	【事業名】 たかさき食文化情報発信事業 （略）	（略）	（略）	（略）				【事業名】 たかさき食文化情報発信事業 （略）	（略）	（略）	（略）	
	【事業名】 高崎商都博覧会 【内容】 中心市街地の大型店 5 店によるイベントの開催 【実施時期】 平成 22 年度～	高崎商工会議所 高崎商都博覧会実行委員会	商都高崎の魅力を発信するため、中心市街地の既存の大型店 4 店舗に 29 年秋に開業した駅前大型店を加えた全 5 店舗をパビリオンと位置付け、各店が趣向を凝らしたイベントを開催する。 春に行われるこの事業により、来訪者数の増加、賑わいの向上、大型店周辺の商店街の活性化、商都高崎の魅力を PR する。 この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”、“高い集客力を生かした経済活力にあふれるまち”の実現に必要である。	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 26 年度～ 平成 31 年度				【事業名】 高崎商都博覧会 【内容】 中心市街地の大型店 5 店によるイベントの開催 【実施時期】 平成 22 年度～	高崎商工会議所 高崎商都博覧会実行委員会	商都高崎の魅力を発信するため、中心市街地の既存の大型店 4 店舗に 29 年秋に開業した駅前大型店を加えた全 5 店舗をパビリオンと位置付け、各店が趣向を凝らしたイベントを開催する。 春に行われるこの事業により、来訪者数の増加、賑わいの向上、大型店周辺の商店街の活性化、商都高崎の魅力を PR する。 この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”、“高い集客力を生かした経済活力にあふれるまち”の実現に必要である。	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 26 年度～	
	【事業名】 高崎バル 【内容】 中心市街地の飲食店で食べ歩きとまち歩きを楽しむイベントの開催 【実施時期】 平成 23 年度～	高崎商工会議所 高崎飲食業活性化協議会	高崎の飲食業界の振興と新しい食文化の創造、食でまちを元気にするための飲食イベントを開催する。食べ歩きとまち歩きを楽しんでもらうイベントを開催することで、来訪者数の増加、賑わいの向上、中心市街地の活性化に寄与する。 この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”、“高い集客力を生かした経済活力にあふれるまち”の実現に必要である。	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 26 年度～ 平成 31 年度				【事業名】 高崎バル 【内容】 中心市街地の飲食店で食べ歩きとまち歩きを楽しむイベントの開催 【実施時期】 平成 23 年度～	高崎商工会議所 高崎飲食業活性化協議会	高崎の飲食業界の振興と新しい食文化の創造、食でまちを元気にするための飲食イベントを開催する。食べ歩きとまち歩きを楽しんでもらうイベントを開催することで、来訪者数の増加、賑わいの向上、中心市街地の活性化に寄与する。 この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”、“高い集客力を生かした経済活力にあふれるまち”の実現に必要である。	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 26 年度～	
	【事業名】 高崎まちなかオープンカフェ推進事業 【内容】 オープンカフェの実施 【実施時期】	高崎まちなかオープンカフェ推進協議会	都市再生特別措置法の改正を契機に歩道上でオープンカフェが行えるようになったため、まちなかに新たな回遊性と賑わいを創出するオープンカフェを実	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 26 年度～				【事業名】 高崎まちなかオープンカフェ推進事業 【内容】 オープンカフェの実施 【実施時期】	高崎まちなかオープンカフェ推進協議会	都市再生特別措置法の改正を契機に歩道上でオープンカフェが行えるようになったため、まちなかに新たな回遊性と賑わいを創出するオープンカフェを実	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 26 年度～	

	平成 25 年度～		施する。 この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”、“高い集客力を生かした経済活力にあふれるまち”の実現に必要である。	平成 31 年度				平成 25 年度～		施する。 この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”、“高い集客力を生かした経済活力にあふれるまち”の実現に必要である。		
	【事業名】 高崎まちなかコミュニティサイクル推進事業 【内容】 コミュニティサイクルの実施 【実施時期】 平成 25 年度～	高崎まちなかコミュニティサイクル推進協議会	まちの移動手段の多様化は、都市の魅力を高めることから、新たな交通手段として、まちなかでコミュニティサイクルを実施する。 この事業で、中心市街地に新たな賑わいと回遊性の向上を図る。 この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”、“高い集客力を生かした経済活力にあふれるまち”の実現に必要である。	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 26 年度～ 平成 31 年度				【事業名】 高崎まちなかコミュニティサイクル推進事業 【内容】 コミュニティサイクルの実施 【実施時期】 平成 25 年度～	高崎まちなかコミュニティサイクル推進協議会	まちの移動手段の多様化は、都市の魅力を高めることから、新たな交通手段として、まちなかでコミュニティサイクルを実施する。 この事業で、中心市街地に新たな賑わいと回遊性の向上を図る。 この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”、“高い集客力を生かした経済活力にあふれるまち”の実現に必要である。	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 26 年度～	
	【事業名】 コミュニティ施設活動支援事業 【内容】 商店街団体や NPO などが行うコミュニティ活動への支援 【実施時期】 平成 16 年度～	高崎市	商店街団体や NPO などが行うコミュニティ施設の運営に対し支援を行い、まちなかのコミュニティ活動の推進と中心市街地の活性化と賑わいの創出を図る。 例えば、平成 16 年度から、空き店舗を改修し、文芸作品を中心に上映している「シネマテークたかさき」を運営している「NPO たかさきコミュニティシネマ」に対し、活動支援を行っている。 この事業は、“音楽を中心とした“高崎文化”を創造・発信するまち”の実現に必要である。	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 26 年度～ 平成 31 年度				【事業名】 コミュニティ施設活動支援事業 【内容】 商店街団体や NPO などが行うコミュニティ活動への支援 【実施時期】 平成 16 年度～	高崎市	商店街団体や NPO などが行うコミュニティ施設の運営に対し支援を行い、まちなかのコミュニティ活動の推進と中心市街地の活性化と賑わいの創出を図る。 例えば、平成 16 年度から、空き店舗を改修し、文芸作品を中心に上映している「シネマテークたかさき」を運営している「NPO たかさきコミュニティシネマ」に対し、活動支援を行っている。 この事業は、“音楽を中心とした“高崎文化”を創造・発信するまち”の実現に必要である。	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 26 年度～	
	【事業名】 都市計画道路仲通り線修景施設整備事業 （略）	（略）	（略）	（略）				【事業名】 都市計画道路仲通り線修景施設整備事業 （略）	（略）	（略）	（略）	
	【事業名】 高崎光のページェント 【内容】	光のページェント実行委員会	イルミネーションによるまちの演出や様々なイベントの実施により、賑わいの創出や来訪者	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事				【事業名】 高崎光のページェント 【内容】	光のページェント実行委員会	イルミネーションによるまちの演出や様々なイベントの実施により、賑わいの創出や来訪者	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事	

	イルミネーションや各種イベントの開催 【実施時期】 平成6年度～		の回遊性を高め、訪れたくなる魅力ある中心市街地づくりを行う。 この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”の実現に必要である。	業 【実施時期】 平成 30 年度～平成 31 年度				イルミネーションや各種イベントの開催 【実施時期】 平成6年度～		の回遊性を高め、訪れたくなる魅力ある中心市街地づくりを行う。 この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”の実現に必要である。	業 【実施時期】 平成 30 年度	
	【事業名】 中心市街地通行量動向調査事業 【内容】 歩行者･自転車通行量の調査 【実施時期】 昭和34年度～	高崎市	中心市街地の活力や賑わいを評価する指標として、歩行者・自転車通行量は重要であり、その状況を時系列的に把握・分析する必要がある。 歩行者・自転車通行量は、大型店の新増設や転廃業、商店街活動等の諸条件に影響を与えることから、変化を的確に捉え、速やかに対策が講じられるよう、定期的に調査を実施する。 この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”の実現に必要である。	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 30 年度～平成 31 年度				【事業名】 中心市街地通行量動向調査事業 【内容】 歩行者･自転車通行量の調査 【実施時期】 昭和34年度～	高崎市	中心市街地の活力や賑わいを評価する指標として、歩行者・自転車通行量は重要であり、その状況を時系列的に把握・分析する必要がある。 歩行者・自転車通行量は、大型店の新増設や転廃業、商店街活動等の諸条件に影響を与えることから、変化を的確に捉え、速やかに対策が講じられるよう、定期的に調査を実施する。 この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”の実現に必要である。	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 30 年度	
	【事業名】 たかさき春まつり 【内容】 桜開花時期のイベント開催 【実施時期】 平成20年度～	たかさき春まつり実行委員会	毎年４月上旬の土・日曜日に桜の名所である高崎公園、城址地区、観音山の開花時期に開催する。 市民を始め、市外からも多くの来場があることから、賑わいの創出や中心市街地の活性化に寄与する。 この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”の実現に必要である。	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 30 年度～平成 31 年度				【事業名】 たかさき春まつり 【内容】 桜開花時期のイベント開催 【実施時期】 平成20年度～	たかさき春まつり実行委員会	毎年４月上旬の土・日曜日に桜の名所である高崎公園、城址地区、観音山の開花時期に開催する。 市民を始め、市外からも多くの来場があることから、賑わいの創出や中心市街地の活性化に寄与する。 この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”の実現に必要である。	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 30 年度	
	【事業名】 高崎音楽祭 【内容】 音楽祭の開催 【実施時期】 平成2年度～	高崎音楽祭委員会	群馬交響楽団を育てたまち高崎は、新しい音楽文化も発信している。高崎音楽祭は、クラシックやジャズなど、期間中は、あらゆる音楽が高崎に集結し、大きな賑わいを見せている。 芸術鑑賞の機会を提供することにより、文化度が向上し、来訪者の増加にも繋がる。 この事業は、“音楽を中心とした“高崎文化”を創造・発信するまち” の実現に必要であ	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 30 年度～平成 31 年度				【事業名】 高崎音楽祭 【内容】 音楽祭の開催 【実施時期】 平成2年度～	高崎音楽祭委員会	群馬交響楽団を育てたまち高崎は、新しい音楽文化も発信している。高崎音楽祭は、クラシックやジャズなど、期間中は、あらゆる音楽が高崎に集結し、大きな賑わいを見せている。 芸術鑑賞の機会を提供することにより、文化度が向上し、来訪者の増加にも繋がる。 この事業は、“音楽を中心とした“高崎文化”を創造・発信するまち” の実現に必要であ	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 30 年度	

			る。						る。			
	【事業名】 高崎市民美術展覧会 【内容】 芸術作品発表展示の開催 【実施時期】 昭和10年代～	高崎市民美術展覧会実行委員会	美術に対する創作意欲と鑑賞力を高め、市民芸術文化の向上を図る。 この事業は、“音楽を中心とした“高崎文化”を創造・発信するまち” の実現に必要である。	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 30 年度～平成 31 年度				【事業名】 高崎市民美術展覧会 【内容】 芸術作品発表展示の開催 【実施時期】 昭和10年代～	高崎市民美術展覧会実行委員会	美術に対する創作意欲と鑑賞力を高め、市民芸術文化の向上を図る。 この事業は、“音楽を中心とした“高崎文化”を創造・発信するまち” の実現に必要である。	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 30 年度	
	【事業名】 まちなか音楽活動助成事業 【内容】 まちなか音楽活動の支援 【実施時期】 平成24年度～	高崎まちなか音楽活動実行委員会	「音楽のある街・高崎」の実現のため、街かどや商店などにおいて週末を中心に日常的に行われる音楽活動を支援する。 この事業は、“音楽を中心とした“高崎文化”を創造・発信するまち” の実現に必要である。	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 30 年度～平成 31 年度				【事業名】 まちなか音楽活動助成事業 【内容】 まちなか音楽活動の支援 【実施時期】 平成24年度～	高崎まちなか音楽活動実行委員会	「音楽のある街・高崎」の実現のため、街かどや商店などにおいて週末を中心に日常的に行われる音楽活動を支援する。 この事業は、“音楽を中心とした“高崎文化”を創造・発信するまち” の実現に必要である。	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 30 年度	
	【事業名】 企画文化事業 【内容】 企画文化事業の開催 【実施時期】 平成26年度～	高崎市	高崎の文化性、ブランド力の中核となる群馬交響楽団の演奏会や国内外のエンターテイメント性の高い芸術鑑賞の機会とともに、市民が自ら主体的に日頃の文化的活動の成果を発表する場を提供することで、文化施設を核とした市内や広域からの集客による人の流れが中心市街地の活性化に寄与する。また、群馬音楽センター等のイベント案内や高崎文化芸術センターと既存文化施設とのジョイントイベントの企画を検討することで、既存の文化施設への誘引を図る。 この事業は、“音楽を中心とした“高崎文化”を創造・発信するまち” の実現に必要である。	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 30 年度～平成 31 年度				【事業名】 企画文化事業 【内容】 企画文化事業の開催 【実施時期】 平成26年度～	高崎市	高崎の文化性、ブランド力の中核となる群馬交響楽団の演奏会や国内外のエンターテイメント性の高い芸術鑑賞の機会とともに、市民が自ら主体的に日頃の文化的活動の成果を発表する場を提供することで、文化施設を核とした市内や広域からの集客による人の流れが中心市街地の活性化に寄与する。また、群馬音楽センター等のイベント案内や高崎文化芸術センターと既存文化施設とのジョイントイベントの企画を検討することで、既存の文化施設への誘引を図る。 この事業は、“音楽を中心とした“高崎文化”を創造・発信するまち” の実現に必要である。	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 30 年度	
	【事業名】 高崎だるま市 【内容】 伝統的なだるま販売やおもてなしイベントの開催 【実施時期】 平成28年度～	高崎だるま市実行委員会	高崎を代表する伝統工芸品である高崎だるまを販売する「高崎だるま市」を「新年に全国で最初のだるま市」としてまちなかで開催することで、本市への誘客と中心市街地の活性化につなげていく。 この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 30 年度～平成 31 年度				【事業名】 高崎だるま市 【内容】 伝統的なだるま販売やおもてなしイベントの開催 【実施時期】 平成28年度～	高崎だるま市実行委員会	高崎を代表する伝統工芸品である高崎だるまを販売する「高崎だるま市」を「新年に全国で最初のだるま市」としてまちなかで開催することで、本市への誘客と中心市街地の活性化につなげていく。 この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 30 年度	

			回遊できるまち”、“高い集客力を生かした経済活力にあふれるまち”の実現に必要である。						回遊できるまち”、“高い集客力を生かした経済活力にあふれるまち”の実現に必要である。			
	【事業名】 たかさきキッズパーク 【内容】 世界の優れたあそび道具による全天候型あそび場の設置 【実施時期】 平成27年度～	たかさきこどもまつり実行委員会	娯楽性の高い非日常的な空間ではなく、子どもたちにとって必要なあそびが実現できる日常的なあそび場を導入することで、そこに人が集い、人が集うことでコミュニティができ、まちづくりや施設の活性化へとつながることが期待できることから、本事業の実施により、中心市街地の賑わいの創出にも寄与する。 この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”の実現に必要である。	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 30 年度～平成 31 年度				【事業名】 たかさきキッズパーク 【内容】 世界の優れたあそび道具による全天候型あそび場の設置 【実施時期】 平成27年度～	たかさきこどもまつり実行委員会	娯楽性の高い非日常的な空間ではなく、子どもたちにとって必要なあそびが実現できる日常的なあそび場を導入することで、そこに人が集い、人が集うことでコミュニティができ、まちづくりや施設の活性化へとつながることが期待できることから、本事業の実施により、中心市街地の賑わいの創出にも寄与する。 この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”の実現に必要である。	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 30 年度	
	【事業名】 高崎菓子まつり 【内容】 市内の和洋菓子店による菓子に関するイベント開催 【実施時期】 平成26年度～	高崎菓子業組合	市内の菓子職人が腕を振るったお菓子を一同に味わうことができるほか、プロが教える和洋お菓子づくり体験などを実施することで、市内外から多くの来場があり、賑わいの創出や中心市街地の活性化に寄与している。 この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち ”、“高い集客力を生かした経済活力にあふれるまち”の実現に必要である。	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 30 年度～平成 31 年度				【事業名】 高崎菓子まつり 【内容】 市内の和洋菓子店による菓子に関するイベント開催 【実施時期】 平成26年度～	高崎菓子業組合	市内の菓子職人が腕を振るったお菓子を一同に味わうことができるほか、プロが教える和洋お菓子づくり体験などを実施することで、市内外から多くの来場があり、賑わいの創出や中心市街地の活性化に寄与している。 この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち ”、“高い集客力を生かした経済活力にあふれるまち”の実現に必要である。	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 30 年度	
	【事業名】 たかさきハロウィン 【内容】 仮装コンテストや音楽ライブの実施 【実施時期】 平成29年度～	たかさきハロウィン実行委員会	こどもから大人まで参加できる仮装コンテストを実施することで、若者だけではなく多くの家族連れもまちなかを訪れる。 また、まちなか各所にフォトスポットを設けることでまちなかの回遊性の向上にも寄与している。 この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち ”、“高い集客力を生かした経済活力にあふれるまち”の実現に必要である。	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 30 年度～平成 31 年度				【事業名】 たかさきハロウィン 【内容】 仮装コンテストや音楽ライブの実施 【実施時期】 平成 29 年度～	たかさきハロウィン実行委員会	こどもから大人まで参加できる仮装コンテストを実施することで、若者だけではなく多くの家族連れもまちなかを訪れる。 また、まちなか各所にフォトスポットを設けることでまちなかの回遊性の向上にも寄与している。 この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち ”、“高い集客力を生かした経済活力にあふれるまち”の実現に必要である。	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 30 年度	
	【事業名】 北関東合同ライブ	北関東合同ライブ実行	関東各地で活動するアマチュアミュージシャン等を招き、地	【支援措置】 中心市街地活				新規追加				

【内容】 中心市街地内各所での路上ライブの開催 【実施時期】 平成 30 年度～	委員会	元ミュージシャンと合同による北関東最大級の路上ライブを開催し、音楽による交流を推進するとともに中心市街地の賑わいの創出を図る。 この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”、“音楽を中心とした“高崎文化”を創造・発信するまち”の実現に必要である。	性化ソフト事業 【実施時期】 平成 31 年度	
【事業名】 高崎天の川フェスティバル 【内容】 烏川緑地における飲食店舗の設置やコンサート開催等 【実施時期】 平成 30 年度～	烏川「天の川プロジェクト」実行委員会	中心市街地エリア内の烏川緑地において、飲食店舗の設置や野外コンサートの開催等を行うことで水辺空間に潤いと賑わいを創出するとともに、都心部と一体的に回遊できるルートを確保し、まちなかの文化施設等で行われているイベント等への誘客を図る。 この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”、“音楽を中心とした“高崎文化”を創造・発信するまち”の実現に必要である。	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 31 年度	

（２）②略

（３）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 高崎アートインキュベーション推進事業 （略）	（略）	（略）	（略）	
【事業名】 群馬交響楽団定期演奏会 【内容】 演奏会の開催 【実施時期】 昭和20年度～	群馬交響楽団	群馬音楽センターで年 9 回の定期演奏会を実施している。そのほか、元旦コンサートや、夏休みのサマーコンサートも開催し、多くのファンに親しまれている。 芸術鑑賞の機会を提供することにより、文化度が向上し、来訪者の増加にも繋がる。 この事業は、“音楽を中心とした“高崎文化”を創造・発信するまち”の実現に必要であ	【支援措置】 舞台芸術創造活動活性化事業 【実施時期】 平成 28 年度～ 平成 31 年度	

新規追加				

（２）②略

（３）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 高崎アートインキュベーション推進事業 （略）	（略）	（略）	（略）	
（４）からの移設				

		る。		
【事業名】 「世界の記憶」上野三碑保存活用事業 【内容】 上野三碑関連の各種事業の実施 【実施時期】 平成29年度～	群馬県 高崎市 上野三碑世界記憶遺産登録推進協議会	ユネスコ世界の記憶に登録された「上野三碑」の歴史的価値を広く知ってもらうために、駅構内へのレプリカ設置、観光案内所でのリーフレット等配布、私鉄電車へのラッピング、無料めぐりバスの運行、ボランティアガイドによる碑の説明、中心市街地内の文化施設等を会場とした三碑に関する文化財展等の開催など、各種事業を実施することにより、市内外から多くの人が訪れ、中心市街地の賑わいの創出につながる。 この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”、“音楽を中心とした“高崎文化”を創造・発信するまち“の実現に必要である。	【支援措置】 地方創生推進交付金 【実施時期】 平成29年度～ 平成31年度	

（4）国の支援措置のないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 高崎市まちなか商店リニューアル助成事業 （略）	（略）	（略）	（略）	
【事業名】 個店研修事業 （略）	（略）	（略）	（略）	
【事業名】 おもてなし事業 （略）	（略）	（略）	（略）	
【事業名】 高崎市中心市街地活性化対策資金融資事業 （略）	（略）	（略）	（略）	
【事業名】 高崎オーパ整備事業 ※再掲 97 ページ参照				
【事業名】 商店街環境施設整備事業 （略）	（略）	（略）	（略）	
【事業名】	（略）	（略）	（略）	

新規追加				

（4）国の支援措置のないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 高崎市まちなか商店リニューアル助成事業 （略）	（略）	（略）	（略）	
【事業名】 個店研修事業 （略）	（略）	（略）	（略）	
【事業名】 おもてなし事業 （略）	（略）	（略）	（略）	
【事業名】 高崎市中心市街地活性化対策資金融資事業 （略）	（略）	（略）	（略）	
【事業名】 高崎オーパ整備事業 ※再掲 94 ページ参照				
【事業名】 商店街環境施設整備事業 （略）	（略）	（略）	（略）	
【事業名】	（略）	（略）	（略）	

	空き店舗等情報発信事業 （略）						空き店舗等情報発信事業 （略）				
	【事業名】 フィルムコミッション事業 （略）	（略）	（略）	（略）			【事業名】 フィルムコミッション事業 （略）	（略）	（略）	（略）	
	（３）に移設						【事業名】 群馬交響楽団定期演奏会 【内容】 演奏会の開催 【実施時期】 昭和 20 年度～	群馬交響楽団	群馬音楽センターで年 9 回の定期演奏会を実施している。そのほか、元旦コンサートや、夏休みのサマーコンサートも開催し、多くのファンに親しまれている。 芸術鑑賞の機会を提供することにより、文化度が向上し、来訪者の増加にも繋がる。 この事業は、“音楽を中心とした“高崎文化”を創造・発信するまち”の実現に必要である。		
	【事業名】 まちなか教育活動センター（あすなろ）運営事業 （略）	（略）	（略）	（略）			【事業名】 まちなか教育活動センター（あすなろ）運営事業 （略）	（略）	（略）	（略）	
	【事業名】 高崎サウンド創造活動事業 （略）	（略）	（略）	（略）			【事業名】 高崎サウンド創造活動事業 （略）	（略）	（略）	（略）	
	【事業名】 たかさき観光情報海外発信事業 （略）	（略）	（略）	（略）			【事業名】 たかさき観光情報海外発信事業 （略）	（略）	（略）	（略）	
	【事業名】 商店街等ＰＲ補助事業 【内容】 大型デジタル掲示板を利用した商店街等の放映事業及びイベント､催事等の情報の案内告知 【実施時期】 平成 30 年度～	高崎市	平成 29 年 10 月に開業した駅前の大型商業施設「高崎オーパ」をはじめ、駅前の他の商業施設やＪＲが所有するデジタル掲示板を活用して、商店街等の情報を放映するほか、まちなかで開催されているイベントや展覧会等の市政情報の案内告知をすることにより、市内外から高崎駅周辺を訪れた人を商店街や文化施設へと誘導する。 この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”、“音楽を中心とした“高崎文化”を創造・発信するまち”の実現に必要である。				新規追加				

【事業名】 絶メシ 【内容】 市内の絶品グルメを提供する店舗情報の発信 【実施時期】 平成 29 年度～	高崎市	中心市街地をはじめ市内にある絶品グルメを提供する飲食店において、後継者不足等により絶滅の危機に瀕している店をＳＮＳやロコミで広く紹介し、本市のＰＲや後継者の発掘を目指すとともに、飲食店を訪れた人を、商店街や文化施設へと誘導する。 この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”、“音楽を中心とした“高崎文化”を創造・発信するまち”の実現に必要である。		

８．４から７までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項
［１］略
［２］具体的事業の内容
（１）略
（２）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 まちなかサイン整備事業 【内容】 中心市街地の主要地点に情報発信サインを設置 【実施時期】 平成23年度～平成32年度	高崎市	コンパクトで歩いて回遊できる中心市街地形成のため、公共施設のほか、商業･文化･歴史など、魅力ある中心市街地の情報を発信し、まちなかへの来訪者を誘導し回遊させ、人と交流のまちの賑わいを創出する。 この事業は、“市民・まちなか居住者･広域来訪者が楽しく回遊できるまち”の実現に必要である。	【支援措置】 ①社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（高崎市中心市街地地区）） ②社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（高崎駅東口周辺地区）） 【実施時期】 ①平成 28 年度～平成 31 年度 ②平成 30 年度～平成 31 年度	
【事業名】 高崎まちなかコミュニティサイクル推進事業 ※再掲109ページ参照				

（２）②～（４）略

新規追加				

８．４から７までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項
［１］略
［２］具体的事業の内容
（１）略
（２）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 まちなかサイン整備事業 【内容】 中心市街地の主要地点に情報発信サインを設置 【実施時期】 平成23年度～平成32年度	高崎市	コンパクトで歩いて回遊できる中心市街地形成のため、公共施設のほか、商業･文化･歴史など、魅力ある中心市街地の情報を発信し、まちなかへの来訪者を誘導し回遊させ、人と交流のまちの賑わいを創出する。 この事業は、“市民・まちなか居住者･広域来訪者が楽しく回遊できるまち”の実現に必要である。	【支援措置】 ①社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（高崎市中心市街地地区）） ②社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（高崎駅東口周辺地区）） 【実施時期】 ①平成 28 年度～平成 30 年度 ②平成 30 年度	
【事業名】 高崎まちなかコミュニティサイクル推進事業 ※再掲106ページ参照				

（２）②～（４）略

■４から８までに掲げる事業及び措置の実施箇所

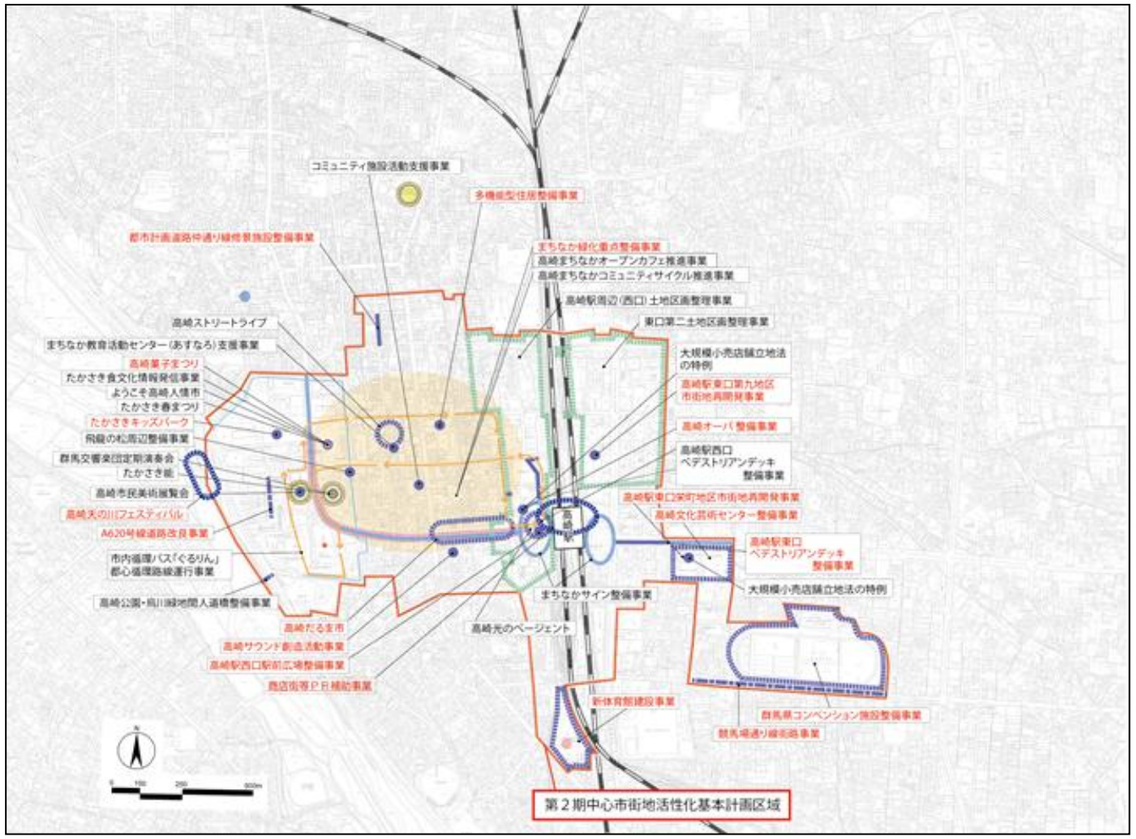

凡例

- 第２期中心市街地活性化基本計画区域（約175ha）
- 各事業の事業箇所

<事業箇所が複数に及ぶもの>

- 高崎スプリングフェスティバル
  (もてなし広場、群馬音楽センター前庭、市庁舎前広場)
- 高崎えびす講市
  (中心市街地と高崎神社境内)
- 高崎マーチングフェスティバル
  (シンフォニーロード、高崎アリーナなど)
- 企画文化事業
  (群馬音楽センター、高崎市文化会館、高崎シティギャラリー)
- 高崎音楽祭
  (群馬音楽センター、高崎市文化会館、高崎シティギャラリー)
- 高崎映画祭
  (高崎シネマテーク、高崎市文化会館、高崎シティギャラリー)

<位置を特定できない事業>

- 商店街環境施設整備事業
- 中心市街地商業活性化支援事業
- 中心市街地通行量動向調査
- 中心市街地活性化対策資金融資事業
- 高崎商都博覧会
- 高崎バル
- 高崎まつり
- 空き店舗等情報発信事業
- フィルムコミッション事業
- 高崎市まちなか商店リニューアル事業
- まちなか音楽活動支援事業
- 高崎駅周辺バリアフリー基本構想（第２期）策定
- 経済文化活動組織支援事業
- 個店研修事業
- おもてなし事業
- たかさきハロウィン
- 高崎アートインキュベーション推進事業
- たかさき観光情報海外発信事業
- 北関東合同ライブ
- 「世界の記憶」上野三碑保存活用事業
- 絶メシ

■４から８までに掲げる事業及び措置の実施箇所

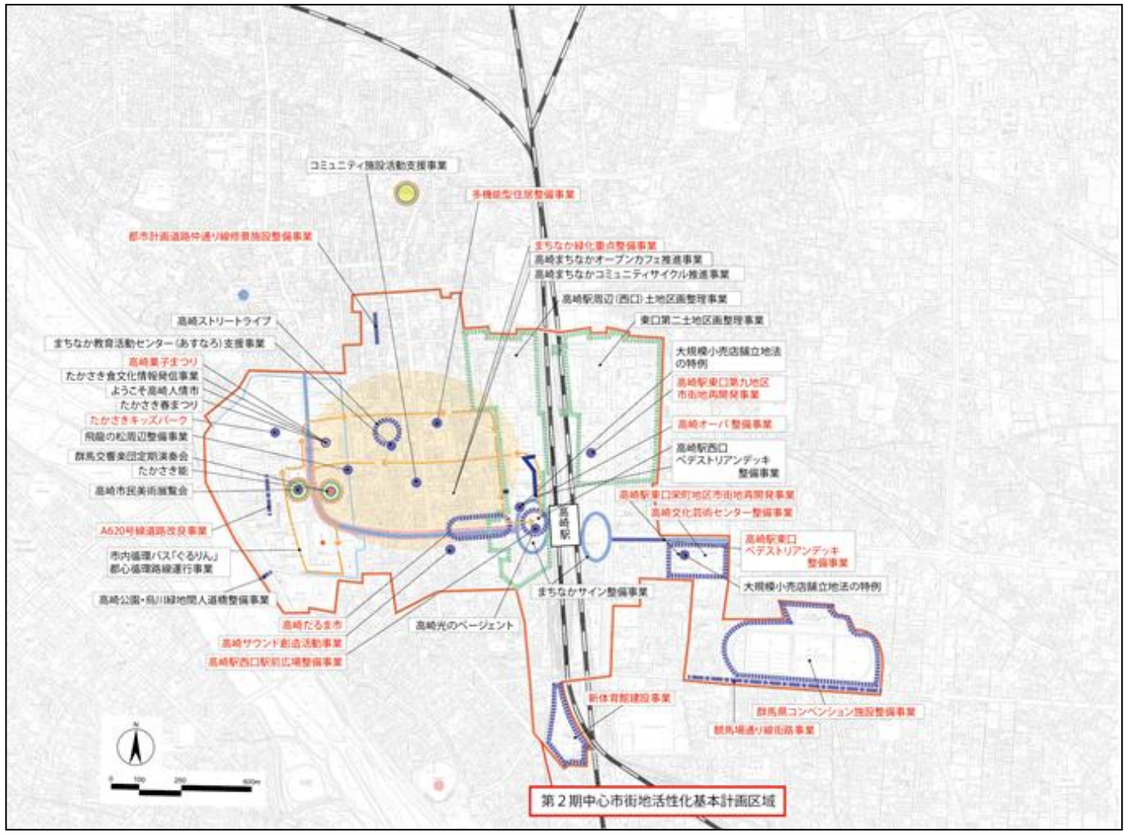

凡例

- 第２期中心市街地活性化基本計画区域（約175ha）
- 各事業の事業箇所

<事業箇所が複数に及ぶもの>

- 高崎スプリングフェスティバル
  (もてなし広場、群馬音楽センター前庭、市庁舎前広場)
- 高崎えびす講市
  (中心市街地と高崎神社境内)
- 高崎マーチングフェスティバル
  (シンフォニーロード、城南野球場など)
- 企画文化事業
  (群馬音楽センター、高崎市文化会館、高崎シティギャラリー)
- 高崎音楽祭
  (群馬音楽センター、高崎市文化会館、高崎シティギャラリー)
- 高崎映画祭
  (高崎シネマテーク、高崎市文化会館、高崎シティギャラリー)

<位置を特定できない事業>

- 商店街環境施設整備事業
- 中心市街地商業活性化支援事業
- 中心市街地通行量動向調査
- 中心市街地活性化対策資金融資事業
- 高崎商都博覧会
- 高崎バル
- 高崎まつり
- 空き店舗等情報発信事業
- フィルムコミッション事業
- 高崎市まちなか商店リニューアル事業
- まちなか音楽活動支援事業
- 高崎駅周辺バリアフリー基本構想（第２期）策定
- 経済文化活動組織支援事業
- 個店研修事業
- おもてなし事業
- たかさきハロウィン
- 高崎アートインキュベーション推進事業
- たかさき観光情報海外発信事業

９．４から８までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

（１）～（４）略

（５）中心市街地活性化協議会に関する事項

高崎商工会議所と一般財団法人高崎市都市整備公社が中心となり、民間事業者、地域関係者、行政が協働して中心市街地の活性化を実現するために、中心市街地の活性化に関する法律第 15 条第 1 項の規定に基づき、平成 19 年 12 月 18 日、「高崎市中心市街地活性化協議会」が設立されました。

協議会では、高崎市が作成しようとする中心市街地活性化基本計画並びに内閣総理大臣から認定を受けた基本計画及びその実施に関し必要な事項について協議し、高崎市中心市街地の総合的かつ一体的な推進に寄与することを目的としています。

第 2 期基本計画の策定では、平成 25 年 10 月に協議会を開催し、計画の方向性を協議しました。その後の最終案については平成 26 年 1 月に開催した協議会で検討や意見交換を行った結果、次の意見書が市長あて提出されています。

■協議会の開催経過等

会議名	概要
中心市街地活性化協議会 （平成 25 年 10 月 7 日）	協議会構成員について 委嘱状の交付について 基本計画（素案）について ・区域の変更や目標の設定、今後のスケジュールなどの認識を共有
中心市街地活性化協議会 （平成 26 年 1 月 9 日）	基本計画（素案）について 今後のスケジュールについて 意見書について
中心市街地活性化協議会 （平成 27 年 1 月 23 日）	第 2 期基本計画の変更について
中心市街地活性化協議会 （平成 28 年 1 月 18 日）	第 2 期基本計画の変更について
中心市街地活性化協議会 （平成 28 年 9 月 7 日） （平成 28 年 10 月 3 日）	第 2 期基本計画の変更について
中心市街地活性化協議会 （平成 29 年 8 月 31 日）	第 2 期基本計画の変更について
中心市街地活性化協議会 （平成 31 年 1 月 23 日）	第 2 期基本計画の変更について

９．４から８までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

（１）～（４）略

（５）中心市街地活性化協議会に関する事項

高崎商工会議所と一般財団法人高崎市都市整備公社が中心となり、民間事業者、地域関係者、行政が協働して中心市街地の活性化を実現するために、中心市街地の活性化に関する法律第 15 条第 1 項の規定に基づき、平成 19 年 12 月 18 日、「高崎市中心市街地活性化協議会」が設立されました。

協議会では、高崎市が作成しようとする中心市街地活性化基本計画並びに内閣総理大臣から認定を受けた基本計画及びその実施に関し必要な事項について協議し、高崎市中心市街地の総合的かつ一体的な推進に寄与することを目的としています。

第 2 期基本計画の策定では、平成 25 年 10 月に協議会を開催し、計画の方向性を協議しました。その後の最終案については平成 26 年 1 月に開催した協議会で検討や意見交換を行った結果、次の意見書が市長あて提出されています。

■協議会の開催経過等

会議名	概要
中心市街地活性化協議会 （平成 25 年 10 月 7 日）	協議会構成員について 委嘱状の交付について 基本計画（素案）について ・区域の変更や目標の設定、今後のスケジュールなどの認識を共有
中心市街地活性化協議会 （平成 26 年 1 月 9 日）	基本計画（素案）について 今後のスケジュールについて 意見書について
中心市街地活性化協議会 （平成 27 年 1 月 23 日）	第 2 期基本計画の変更について
中心市街地活性化協議会 （平成 28 年 1 月 18 日）	第 2 期基本計画の変更について
中心市街地活性化協議会 （平成 28 年 9 月 7 日） （平成 28 年 10 月 3 日）	第 2 期基本計画の変更について
中心市街地活性化協議会 （平成 29 年 8 月 31 日）	第 2 期基本計画の変更について
新規追加	新規追加

■高崎市中心市街地活性化協議会の構成員

平成 30 年 10 月 1 日現在
（順不同・敬称略）

区分	構成員		所属団体役職	委員名	備考
	根拠法令	団体名			
経済活力の向上	法第 15 条第 1 項関係（商工会議所）	高崎商工会議所	会頭	児 島 正 藏	会長
			専務理事	石 綿 和 夫	
			小売部会長	吉 村 修 二	
都市機能の増進	法第 15 条第 1 項関係（中心市街地整備推進機構）	一財）高崎市都市整備公社	専務理事	北 島 晃	副会長
市街地の整備改善	法第 15 条第 4 項関係（市等）	高崎市	商工観光部長	吉 井 秀 広	
			都市整備部長	川 嶋 昭 人	
商業活性化	法第 15 条第 4 項関係（商業者）	高崎商店街連盟	代表幹事	友 光 勇 一	
		㈱スズラン高崎店	執行役員店長	安 中 隆 二	
公共交通機関の利便増進	法第 15 条第 4 項関係（交通事業者）	東日本旅客鉄道㈱	執行役員高崎支社長	木 村 法 雄	
関係行政機関	法第 15 条第 7 項関係（治安・防災）	高崎警察署	署長	大 場 健 一	
	法第 15 条第 7 項関係（関係行政機関）	群馬県産業経済部商政課	課長	角 田 淑 江	
地域経済代表	法第 15 条第 8 項関係（地域経済）	高崎信用金庫	理事長	新 井 久 男	
地域メディア	法第 15 条第 8 項関係（地域メディア）	㈱ラジオ高崎	代表取締役社長	菅 田 明 則	
観光	法第 15 条第 8 項関係（観光）	一社）高崎観光協会	会長	安藤震太郎	

※法第 15 条第 1 項：中心市街地における都市機能の増進を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者及び経済活力の向上を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者
※法第 15 条第 4 項：基本計画で定められた事業を実施しようとする者、認定基本計画及びその実施に関し密接な関係を有する者、当該市町村
※法第 15 条第 7 項：関係行政機関等、必要があると認める者
※法第 15 条第 8 項：必要な協力を求めることができる者

（６）略

１０．中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項　略

１１．その他中心市街地の活性化のために必要な事項　略

１２．認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
第 1 号基準 基本方針に適合するものであるこ	意義及び目標に関する事項	「1[6]中心市街地の基本方針」、「3 中心市街地活性化の目標」に記載のとおり、特長や魅力を生かした中心市街地の形成を目指している。

■高崎市中心市街地活性化協議会の構成員

平成 29 年 9 月 1 日現在
（順不同・敬称略）

区分	構成員		所属団体役職	委員名	備考
	根拠法令	団体名			
経済活力の向上	法第 15 条第 1 項関係（商工会議所）	高崎商工会議所	会頭	原 浩一郎	会長
			専務理事	矢 澤 敏 彦	
			小売部会長	吉 村 修 二	
都市機能の増進	法第 15 条第 1 項関係（中心市街地整備推進機構）	一財）高崎市都市整備公社	専務理事	植 原 隆	副会長
市街地の整備改善	法第 15 条第 4 項関係（市等）	高崎市	商工観光部長	齋 藤 達 也	
			都市整備部長	川 嶋 昭 人	
商業活性化	法第 15 条第 4 項関係（商業者）	高崎商店街連盟	代表幹事	友 光 勇 一	
		㈱スズラン高崎店	執行役員店長	渡 辺 剛	
公共交通機関の利便増進	法第 15 条第 4 項関係（交通事業者）	東日本旅客鉄道㈱	執行役員高崎支社長	百 瀬 孝	
関係行政機関	法第 15 条第 7 項関係（治安・防災）	高崎警察署	署長	神 野 明 男	
	法第 15 条第 7 項関係（関係行政機関）	群馬県産業経済部商政課	課長	角 田 淑 江	
地域経済代表	法第 15 条第 8 項関係（地域経済）	高崎信用金庫	理事長	新 井 久 男	
地域メディア	法第 15 条第 8 項関係（地域メディア）	㈱ラジオ高崎	代表取締役社長	菅 田 明 則	
観光	法第 15 条第 8 項関係（観光）	一社）高崎観光協会	会長	安藤震太郎	

※法第 15 条第 1 項：中心市街地における都市機能の増進を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者及び経済活力の向上を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者
※法第 15 条第 4 項：基本計画で定められた事業を実施しようとする者、認定基本計画及びその実施に関し密接な関係を有する者、当該市町村
※法第 15 条第 7 項：関係行政機関等、必要があると認める者
※法第 15 条第 8 項：必要な協力を求めることができる者

（６）略

１０．中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項　略

１１．その他中心市街地の活性化のために必要な事項　略

１２．認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
第 1 号基準 基本方針に適合するものであるこ	意義及び目標に関する事項	「1[6]中心市街地の基本方針」、「3 中心市街地活性化の目標」に記載のとおり、特長や魅力を生かした中心市街地の形成を目指している。

と	認定の手続き	「9(5)中心市街地活性化協議会に関する事項」に記載のとおり、本基本計画の内容については、法第 15 条に基づく中心市街地活性化協議会との協議を行った。
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な次項	「2 中心市街地の位置及び区域」に記載のとおり、法第 2 条に基づく中心市街地の 3 つの要件に適合している。
	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	「9 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項」に記載のとおり、市の推進体制の整備、中心市街地活性化協議会との協議、事業及び措置の集中実施への対応を十分に行っている。
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	「10 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項」に記載のとおり、中心市街地への都市機能の集積促進の明確な考え方のもとに、都市計画手法の活用、既存ストックの有効活用、必要な事業等の位置付け等を行っている。
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	「11 その他中心市街地活性化のために必要な事項」に記載のとおり、主要な事業に関しては、実践的・試行的活動に取り組んでおり、都市計画法やその他の法令に基づく種々計画との調和、整合を図っている。
第 2 号基準 基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること	中心市街地の活性化を実現するために必要な4から8までの事業等が記載されていること	4 から 8 に、「3 中心市街地の活性化の目標」を達成するために必要な事業等を記載している。
	基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	「3 中心市街地の活性化の目標」と4から8までの事業等の関連性を、「3[2]評価指標と数値目標の設定」の中で説明している。
第 3 号基準 基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	4 から 8 に掲げた事業等に、具体的な事業主体を記載している。
	事業の実施スケジュールが明確であること	4 から 8 に掲げた事業等に、平成 31 年度までに完了もしくは着手する具体的な実施時期を記載している。

と	認定の手続き	「9(5)中心市街地活性化協議会に関する事項」に記載のとおり、本基本計画の内容については、法第 15 条に基づく中心市街地活性化協議会との協議を行った。
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な次項	「2 中心市街地の位置及び区域」に記載のとおり、法第 2 条に基づく中心市街地の 3 つの要件に適合している。
	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	「9 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項」に記載のとおり、市の推進体制の整備、中心市街地活性化協議会との協議、事業及び措置の集中実施への対応を十分に行っている。
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	「10 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項」に記載のとおり、中心市街地への都市機能の集積促進の明確な考え方のもとに、都市計画手法の活用、既存ストックの有効活用、必要な事業等の位置付け等を行っている。
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	「11 その他中心市街地活性化のために必要な事項」に記載のとおり、主要な事業に関しては、実践的・試行的活動に取り組んでおり、都市計画法やその他の法令に基づく種々計画との調和、整合を図っている。
第 2 号基準 基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること	中心市街地の活性化を実現するために必要な4から8までの事業等が記載されていること	4 から 8 に、「3 中心市街地の活性化の目標」を達成するために必要な事業等を記載している。
	基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	「3 中心市街地の活性化の目標」と4から8までの事業等の関連性を、「3[2]評価指標と数値目標の設定」の中で説明している。
第 3 号基準 基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	4 から 8 に掲げた事業等に、具体的な事業主体を記載している。
	事業の実施スケジュールが明確であること	4 から 8 に掲げた事業等に、平成 30 年度までに完了もしくは着手する具体的な実施時期を記載している。